

# 新市建設計画



平成 17 年 1 月

大崎地方合併協議会

平成 27 年 12 月変更

大崎市

# 目 次

第1章 序論	1
1-1 合併の必要性	1
1-2 合併の効果	2
1-3 計画策定の方針	4
第2章 新市の概況	5
2-1 人口・世帯	6
2-2 年齢構造	7
2-3 産業構造	7
2-4 地域構造	8
2-5 公共施設	10
第3章 主要指標の見通し	13
3-1 将来人口の見通し	13
3-2 世帯数の見通し	14
第4章 新市計画（まちづくり）の基本方針	15
4-1 将来像を実現するための基本的な考え方	15
第5章 新市の施策	19
5-1 新市将来像の実現に向けての施策展開の視点	19
5-2 主要施策の内容	21
第6章 新市における宮城県事業の推進	45
6-1 新市における宮城県の役割	45
6-2 新市における宮城県事業	45
第7章 公共的施設の統合整備	48
第8章 財政計画	49

# 第1章 序論



## 第1章 序論

### 1-1 合併の必要性

#### (1) 地方分権へ対応する必要があります

市町村が、自らの責任のもとで自らの進む方向を定め、具体的な取り組みを実行するという、地方が主役の時代です。地方分権の推進に伴って国と地方自治体は対等の関係となるよう、近年様々な制度が改正されてきました。

これからは、住民にとって最も身近な自治体である市町村が、「自己決定、自己責任の原則」のもと、創意工夫により行政施策の判断・処理を行っていく機会が多くなってくると考えられます。

このため、自ら考え実行していくことができる体制を築く必要があり、行財政基盤の強化や効率化等を図っていくことが必要になっています。

#### (2) 少子・高齢化へ対応する必要があります

わが国では全国的に少子・高齢化が進行しており、平成7年には既に生産年齢人口が減少に転じ、平成18年以降は総人口が減少していくものと予測されています（国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月）。

少子・高齢化が進むと、地域活力の低下が懸念されるとともに、保健・医療・福祉・教育等の行政ニーズが増大することが予想されます。

このため、これからは、子育て支援や保健・医療・福祉サービスの充実等少子・高齢化へ対応した施策を展開していくために、財政的負担や専門家の人的確保等が必要になります。

#### (3) 住民ニーズの広域化・高度化へ対応する必要があります

市町村合併が進んだ昭和30年代以降、交通網が発達し生活スタイルは大きく変化しています。これに伴って、通勤・通学、通院、買い物等私たちが日常生活で移動する範囲は、市町村という枠を越えて拡大しています。

また、地域住民の価値観の多様化、技術革新の進展等に伴い、行政に対するニーズも多様化、高度化してきているため、市町村の枠を越えて専門的で高度な行政サービスを安定的に提供できる体制を築くことで、住民の生活スタイルに合った行財政運営を行うことが求められています。

#### (4) 厳しい財政状況へ対応する必要があります

国、県、市町村の財政状況は厳しさを増しており、さらに地方交付税の見直しが行われています。国からの交付金や補助金を含めて、今後歳入が減少した場合に備えて、より効率的で無駄のない財政運営体制を構築していくことが求められています。

市町村合併は、コストの削減に努め、行政サービスを低下させることなく財源を捻出できる行財政改革とも言えます。

## 1-2 合併の効果

### (1) 一体的なまちづくりの実現

合併により、土地利用や都市基盤整備など様々な行政分野において、地域全体を一体的に捉えた効果的なまちづくりの展開が可能となります。

- ・水資源問題、ゴミ・し尿処理等をはじめとした環境問題、観光振興等、広域的な調整、取り組みが必要な分野において、有効な施策を効率的に推進することができます。
- ・広域的な視点に立った道路や上下水道の整備、住宅団地や工業団地整備等の土地利用について、地域が一体となって発展するためのまちづくりを重点的・効果的に実施することができます。
- ・一つの新しい市となることで、これまでの広域連携以上にそれぞれの地域の個性を十分に発揮し、適切な役割分担を行うことが可能となります。
- ・今の市町の枠を越えた広域的な農業の受委託により、経営規模の拡大、担い手の育成や確保が図られる等、各種産業の振興策をより広域的に、積極的に展開することが可能となります。

### (2) 行政サービスの向上

近年の社会・経済の動きや市民ニーズの急速な変化に対し適切に対応し、質の高いサービスの展開が可能となります。

- ・行政サービスの提供区域が広域化することで、利用できる諸証明書発行等の窓口が増加し、買い物先の近く等多くの場所で利用可能となります。また、保育所の入所等においても、勤務地近くでの利用が容易になるなど、住民の生活形態に合わせたサービス利用が可能となり利便性の向上が図られます。
- ・文化会館、公民館、スポーツ施設、保健福祉施設等の各種公共施設については、広域的な利用が可能となるとともに、これまで人口規模から対応が困難であった施設の設置やサービスの提供に取り組むこともできるようになります。
- ・法令、福祉、女性政策、都市計画、国際化、情報等、より専門的な職員を配置することが可能となり、質の高い、きめの細かいサービスの提供が可能となります。

### (3) 行財政基盤の充実・強化

様々な行政需要に対応しながら、個性的で魅力あるまちづくりを実現する、効率的・弾力的な行財政基盤の確立が可能となります。

- ・合併特例債およびその他の各種財政支援措置等の活用により、戦略的・重点的な事業を実施することにより、将来的には投資的経費の削減が期待できます。
- ・住民サービスの提供に支障のない範囲で、類似団体程度の職員数まで行政職員の削減が期待できるほか、議会議員数・特別職等の削減が可能となり人件費の削減が期待できます。

### (4) 主体的な住民自治の醸成と連携

これまでの「行政」と「住民」の関わりを見直し、住民参加から参画、そして協働へと進み、地域住民が真に自立することにより多くの個性が輝き、地域への愛情あふれる主体的な住民自治が可能となります。

- ・これまでのまちづくりにおける「住民と行政の役割分担」を見直し、住民自ら地域の個性・特性を発揮できるようなまちづくりを展開することにより、郷土愛や住民自治の醸成、住民主体の地域コミュニティづくりが期待できます。
- ・行政運営の見直しにより、住民自らの活動やボランティア・NPO・民間企業等の特性をいかしながら、それぞれの協働により効率的・効果的な事業や行政サービスの提供を推進していくことが期待できます。

## 1-3 計画策定の方針

### (1) 計画の性格

大崎地方（1市6町）は、合併を手段として、現在の課題を解決することはもとより、この地域で生まれ・育つ子供たちに真の幸福と輝きを与え続けるため、地域資源や地域力の融合と連携によって自立したまち（自治体）を創造していきます。

そのため、新市建設計画は、新市としての一体性の確保や均衡のある発展を図る役割も含め、合併後の新しいまちの建設の根幹となる主要プロジェクト等を具体的に方向付けする重要な計画といえます。

計画作成にあたっては、これら本計画の意義と役割を踏まえ、任意協議会で策定した新市将来構想を土台とし、そこに掲げられた施策の大綱（まちづくりの7本の柱）の具現を図るものとします。

なお、本計画は、新市で実施すべき多くの事務事業がある中で、特に合併時点で想定される主要な施策等を掲げるものであり、その他の詳細事項については、新市で作成する新市総合計画の基本計画や実施計画に委ねるものです。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備と適正配置及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備と適正配置及び財政計画は、新市の基盤を形成するために、合併後の15年間（主に平成18年度～32年度）を計画期間とします。

### (4) 行財政運営の方針

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

財政計画については将来を見据えた長期的視野に立ち、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

本計画に計上された各種施策の実現にあたっては、各地域の課題を把握したうえで、ハード事業とソフト事業の十分な連携により、効果的な事業の展開を図っていくものとします。



## 第2章 新市の概況



(第2章については、本計画策定時の内容を掲載しております。)

## 第2章 新市の概況

1市6町を合わせると、人口約14万人、面積約795km<sup>2</sup>のまちが誕生します。特に、農業産出額は東北の市町村の中で1番となります。

古川市	
人口	72,897人
面積	134.14k㎡
農業産出額	9,010百万円
製造品出荷額等	121,917百万円
商業年間販売額	219,824百万円
観光客入込数	361,900人

田尻町	
人口	13,417人
面積	65.59k㎡
農業産出額	5,330百万円
製造品出荷額等	22,700百万円
商業年間販売額	11,685百万円
観光客入込数	130,300人

松山町	
人口	7,072人
面積	30.10k㎡
農業産出額	1,420百万円
製造品出荷額等	9,414百万円
商業年間販売額	3,025百万円
観光客入込数	34,900人

新市（1市6町）	
人口	139,313人
面積	796.76k㎡
農業産出額	27,290百万円
製造品出荷額等	239,059百万円
商業年間販売額	274,485百万円
観光客入込数	3,324,200人

鳴子町	
人口	9,289人
面積	327.55k㎡
農業産出額	1,500百万円
製造品出荷額等	651百万円
商業年間販売額	7,448百万円
観光客入込数	2,106,900人

三本木町	
人口	8,411人
面積	44.63k㎡
農業産出額	1,890百万円
製造品出荷額等	47,452百万円
商業年間販売額	7,554百万円
観光客入込数	166,800人

岩出山町	
人口	14,169人
面積	140.70k㎡
農業産出額	5,220百万円
製造品出荷額等	31,416百万円
商業年間販売額	10,317百万円
観光客入込数	210,100人

鹿島台町	
人口	14,058人
面積	54.05k㎡
農業産出額	2,920百万円
製造品出荷額等	5,509百万円
商業年間販売額	14,632百万円
観光客入込数	313,300人

※人口：H12年国勢調査／総務省

農業産出額：H13年宮城農林水産統計年報／東北農政局

製造品出荷額等：H13年宮城県の工業／宮城県

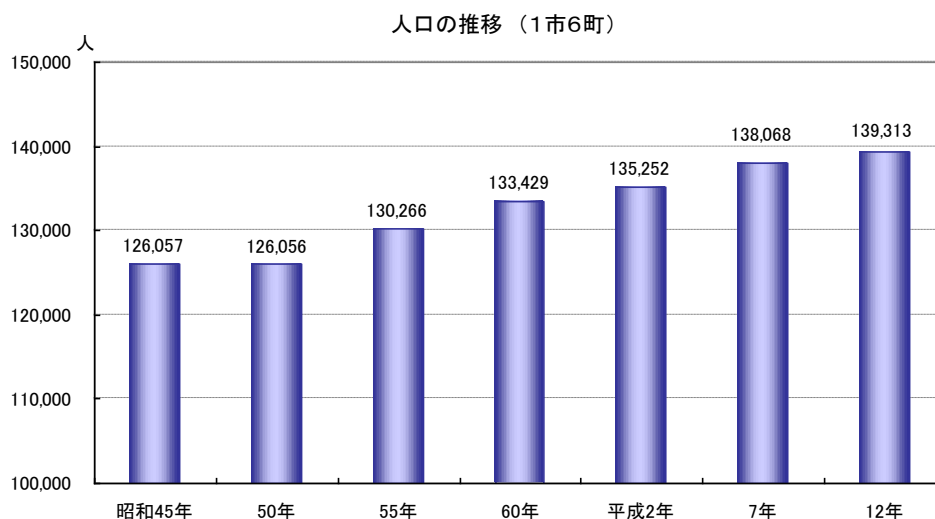
商業年間販売額：H14商業統計調査（速報）／宮城県

観光客入込数：H13観光統計概要／宮城県

## 2-1 人口・世帯

大崎地方（1市6町）の人口の推移をみると、昭和30～45年は一貫して人口が減少、昭和50年以降増加に転じています。近年の変化をみると、平成2～7年が2.1%、平成7～12年が0.9%の増加となっています。

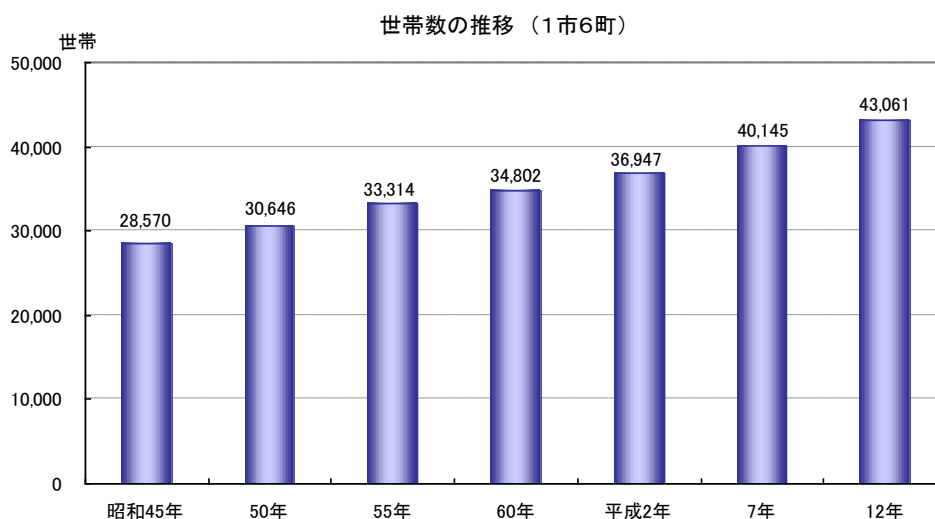
市町ごとにみると、古川市は平成2～7年が7.6%、平成7～12年が5.4%の増加をみせていますが、他町は横ばいないし減少しており、大崎地方の人口増加は概ね古川市の増加によるものです。



資料：国勢調査

平成12年の国勢調査による大崎地方（1市6町）の世帯数は、43,061世帯となっています。世帯数の推移をみると、昭和30年以降一貫して増加しています。近年の変化をみると、平成2～7年が8.7%、平成7～12年が7.3%の増加と若干伸びは鈍化してきています。

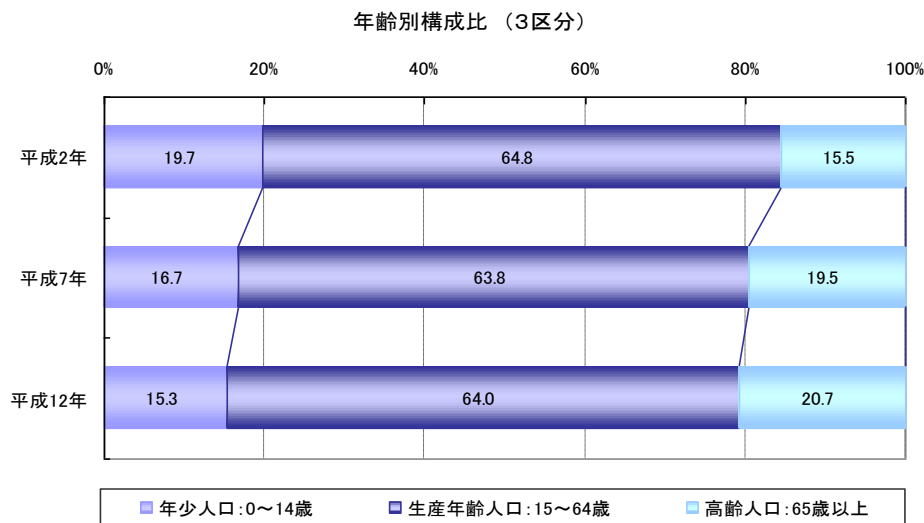
市町ごとにみると、古川市は平成2～7年が15.2%、平成7～12年が12.0%の増加をみせ、松山町、三本木町、鹿島台町も増加傾向にあります。しかし、岩出山町、田尻町は横ばい、鳴子町は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

## 2-2 年齢構造

平成12年国勢調査による大崎地方（1市6町）の年齢構造（人口構成）をみると、年少人口（0～14歳）が15.3%（宮城県15.0%）、生産年齢人口（15～64歳）が64.0%（宮城県67.7%）、高齢人口（65歳以上）が20.7%（宮城県17.3%）となっており、県全体と比較して年少人口・高齢人口が高く、生産年齢人口が低くなっています。

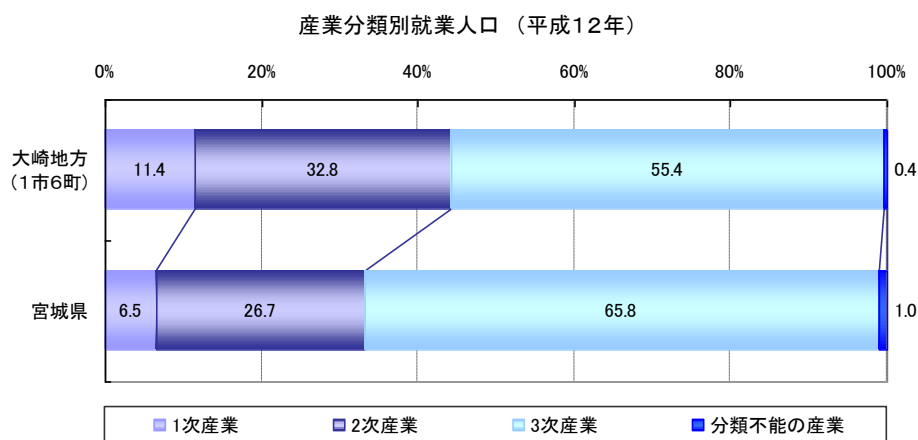


資料：国勢調査

## 2-3 産業構造

### (1) 産業分類別就業人口

大崎地方（1市6町）の産業別就業構造を3分類でみると、第1次産業が11.4%、第2次産業が32.8%、第3次産業が55.4%。産業大分類でみると、サービス業が24.2%、製造業が20.8%、卸売・小売業・飲食業が19.2%、建設業が12.0%、農業が11.2%となっています。県全体と比較して、第1次産業、第2次産業の比率が高くなっています。



資料：国勢調査

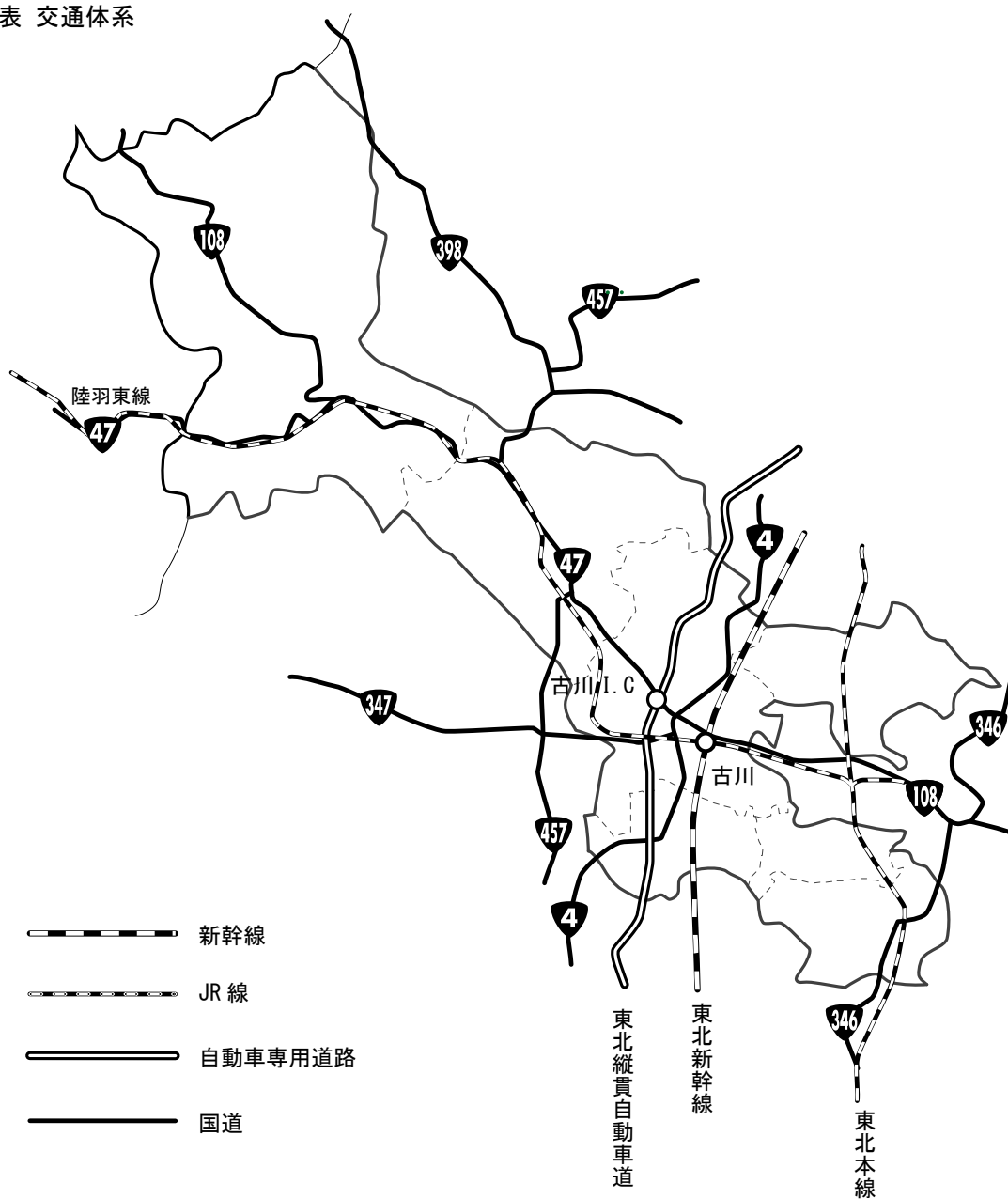
## 2-4 地域構造

### (1) 道路

大崎地方（1市6町）は東北縦貫自動車道が地域を南北に縦貫し、国土幹線の玄関口となる古川インターチェンジ（IC）があります。

広域的な幹線道路としての役割を担っている国道は、国道4号・47号・108号・346号・347号・457号が存在し、特に南北方向は国道4号が、東西方向は国道47号・108号が幹線道路としての大きな役割を担っています。

図表 交通体系



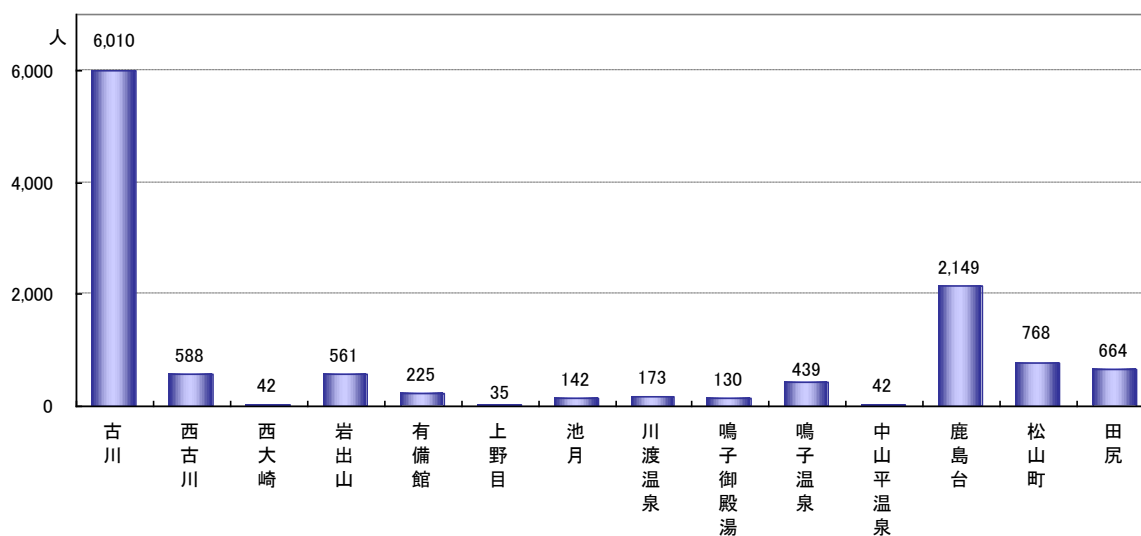
## (2) 鉄道

大崎地方（1市6町）の鉄道は、JR東北本線とJR陸羽東線、JR東北新幹線が運行されています。

JR東北新幹線、JR東北本線は仙台市への通勤通学、JR陸羽東線は古川市並びに仙台市への通勤通学のための利用が多くなっています。

なお、古川駅は平成13年度における1日当たりの乗車人員6,010人のうち3,300人（54.9%）が新幹線利用客となっています。

駅別1日乗車人員（平成13年度）



資料：大崎1市9町・栗原2町市町村合併事務研究会（参考資料編）／平成14年12月

## (3) バス

大崎地方（1市6町）のバス交通は、宮城交通バス、JRバス、市町村バスにより古川駅を中心にネットワークが形成されています。宮城交通バスで、利用人員の多い路線は「古川駅前～鳴子温泉駅前」となっています。

現状では市町村バスは1市4町で運行されています。

## 2-5 公共施設

### (1) 小学校・中学校

図表 小・中学校の概況

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■古川市・小学校</li> <li>① 古川第一小学校</li> <li>② 古川第二小学校</li> <li>③ 古川第三小学校</li> <li>④ 古川第四小学校</li> <li>⑤ 古川第五小学校</li> <li>⑥ 高倉小学校</li> <li>⑦ 志田小学校</li> <li>⑧ 清滝小学校</li> <li>⑨ 西古川小学校</li> <li>⑩ 長岡小学校</li> <li>⑪ 東大崎小学校</li> <li>⑫ 宮沢小学校</li> <li>⑬ 富永小学校</li> <li>⑭ 敷玉小学校</li> <li>■古川市・中学校</li> <li>⑮ 古川中学校</li> <li>⑯ 古川東中学校</li> <li>⑰ 古川西中学校</li> <li>⑱ 古川北中学校</li> <li>■松山町・小学校</li> <li>① 下伊場野小学校</li> <li>② 松山小学校</li> <li>■松山町・中学校</li> <li>③ 松山中学校</li> <li>■三本木町・小学校</li> <li>① 三本木小学校</li> <li>■三本木町・中学校</li> <li>② 三本木中学校</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■鹿島台町・小学校</li> <li>① 鹿島台小学校</li> <li>② 鹿島台第二小学校</li> <li>■鹿島台町・中学校</li> <li>③ 鹿島台中学校</li> <li>■岩出山町・小学校</li> <li>① 岩出山小学校</li> <li>② 岩出山小学校川北分校</li> <li>③ 上野目小学校</li> <li>④ 真山小学校</li> <li>⑤ 西大崎小学校</li> <li>⑥ 池月小学校</li> <li>■岩出山町・中学校</li> <li>⑦ 岩出山中学校</li> <li>■鳴子町・小学校</li> <li>① 鬼首小学校</li> <li>② 川渡小学校</li> <li>③ 中山小学校</li> <li>④ 鳴子小学校</li> <li>■鳴子町・中学校</li> <li>⑤ 鬼首中学校</li> <li>⑥ 川渡中学校</li> <li>⑦ 鳴子中学校</li> <li>■田尻町・小学校</li> <li>① 田尻小学校</li> <li>② 沼部小学校</li> <li>③ 大貫小学校</li> <li>■田尻町・中学校</li> <li>④ 田尻中学校</li> </ul> |
|--|---|



資料：大崎地方合併推進協議会事務局調べ

### (2) 保健・医療・福祉施設

図表 医療施設

- 古川市
- ① 古川市立病院
- 松山町
- ① 松山町歯科診療所
- 鹿島台町
- ① 鹿島台町国民健康保険病院
- 岩出山町
- ① 岩出山町民病院
- 鳴子町
- ① 町立鳴子温泉病院
- 田尻町
- ① 田尻町国民健康保健診療所



資料：大崎地方合併推進協議会事務局調べ



図表 保健・福祉施設

- 古川市
  - ① 宮城県大崎保健福祉事務所
  - ② 保健福祉プラザ（Fプラザ）
  - ③ 公衆衛生協会大崎支所
  - ④ 食品衛生協会
  - ⑤ 宮城県保健福祉部古川地域子どもセンター
  - ⑥ 古川市社会福祉協議会
  - ⑦ 特別養護老人ホーム「大崎ホーム」
  - ⑧ 特別養護老人ホーム「寿楽苑」
- 松山町
  - ① 松山町保健福祉センター「さんさん館」
- 三本木町
  - ① 三本木保健福祉センター
  - ② 福祉施設「百才館」
- 鹿島台町
  - ① 鹿島台町保健センター
  - ② 宮城県特別養護老人ホーム「敬風園」
  - ③ 宮城県介護研修センター
  - ④ 鹿島台町社会福祉協議会「ゆうゆう館」
  - ⑤ 鹿島台町在宅介護支援センター
  - ⑥ 痴呆性高齢者グループホーム「灯の家」
- 岩出山町
  - ① 岩出山町地域福祉センター
  - ② 特別養護老人ホーム「岩出の郷」
  - ③ ケアハウス「水の邦」
  - ④ 感覚ミュージアム



資料：大崎地方合併推進協議会事務局調べ

(3) 各種交流施設

図表 産業系交流施設

- 古川市
  - ① 化女沼ダム観光資料館
  - ② リサイクルデザイン工房
  - ③ ササニシキ資料館
  - ④ 古川八百屋市
- 松山町
  - ① 酒ミュージアム・華の蔵
- 三本木町
  - ① ひまわりの丘
  - ② 垂炭記念館
  - ③ 道の駅三本木「やまなみ」
- 鹿島台町
  - ① 学童農園
  - ② 鎌田三之助記念館
  - ③ 互市
- 岩出山町
  - ① あ・ら伊達な道の駅
  - ② 竹細工芸館「竹芸館」
  - ③ 互市
  - ④ 観光栗園
  - ⑤ 凜菜・上の家「旧千葉家」
  - ⑥ 農産物直売所「グリーンアップ」
- 鳴子町
  - ① 鬼首地熱発電所
  - ② 日本こけし館
  - ③ ふれあい市場
  - ④ 川渡家畜（馬）市場
- 田尻町
  - ① 互市
  - ② 朝市



資料：大崎地方合併推進協議会事務局調べ

図表 文化系交流施設

- 古川市
  - ① 市民ギャラリー「緒絶の館」
  - ② 大崎生涯学習センター「パレットおおさき」
  - ③ 古川市民会館
  - ④ 吉野作造記念館
  - ⑤ 祥雲閣
  - ⑥ 化女沼・古代の里
- 松山町
  - ① ふるさと歴史館
  - ② 松山町青少年交流館
- 鹿島台町
  - ① 鎌田記念ホール「ポルパル」
- 岩出山町
  - ① スコレハウス
  - ② 住民協働館「ユーピック」
  - ③ 有備館
- 田尻町
  - ① 田尻町文化センター
  - ② 研修センター「ロマン館」



資料：大崎地方合併推進協議会事務局調べ

図表 スポーツ系交流施設

- 古川市
  - ① 古川市総合体育館
  - ② 武道館・屋内運動場
  - ③ 市民プール「アクア・パル」
- 松山町
  - ① スポーツピア松山  
(海洋センター、野球場、運動場、  
テニスコート体育宿泊施設)
  - ② 松山町営ゲートボール場
- 三本木町
  - ① ザ・仙台カントリークラブ
  - ② 三本木町総合体育館
  - ③ 三本木勤労者総合スポーツ施設  
(サン・ビレッジ三本木)
- 鹿島台町
  - ① 瑞・華・翠交流施設「であいらんど」  
(鎌田記念ホール「ポルパル」、  
中央野球場「サンスタジアム」、  
多目的グラウンド、テニスコート、  
ゲートボール場)
  - ② 鹿島台町営野球場
- 岩出山町
  - ① 古川カントリークラブ岩出山コース
  - ② パル・アリーナ
  - ③ いこいの森キャンプ場
  - ④ 武道館
  - ⑤ 岩出山町文化体育センター
  - ⑥ 野球場
  - ⑦ 庭球場
  - ⑧ 一栗町民体育館
  - ⑨ 真山町民体育館



資料：大崎地方合併推進協議会事務局調べ

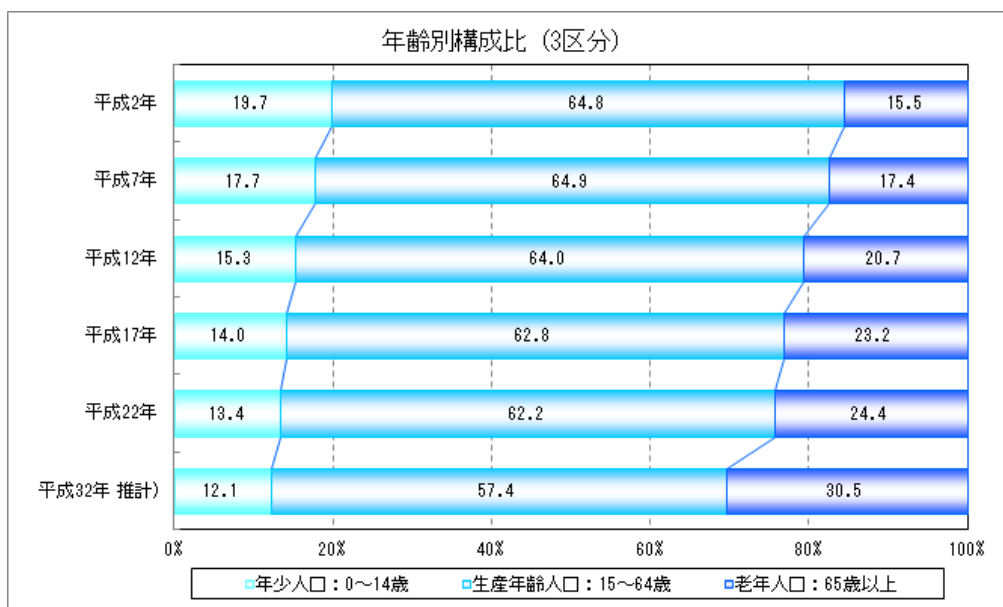
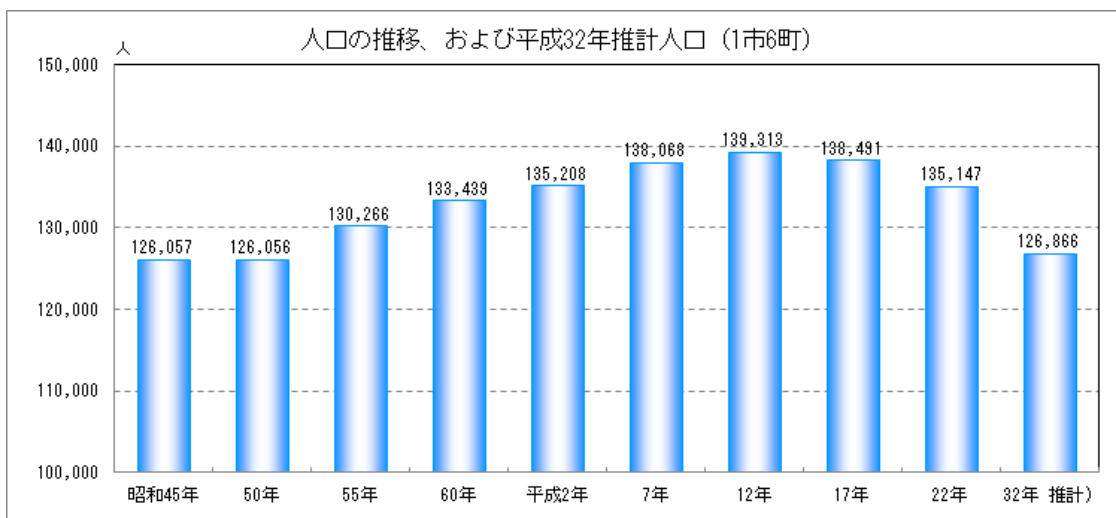
# 第3章 主要指標の見通し



## 第3章 主要指標の見通し

### 3-1 将来人口の見通し

政策要因を除外したコーホート（世代）法による県の推計では、平成12年から20年後（平成32年）の大崎地方（1市6町）の人口は139,319人になると推計されていましたが、平成22年国勢調査人口による国立社会保障・人口問題研究所の推計では126,866人になると推計されており、急激な人口減少が見込まれています。また、年齢別構成比では高齢者比率が高くなり、平成32年では30.5%となります。

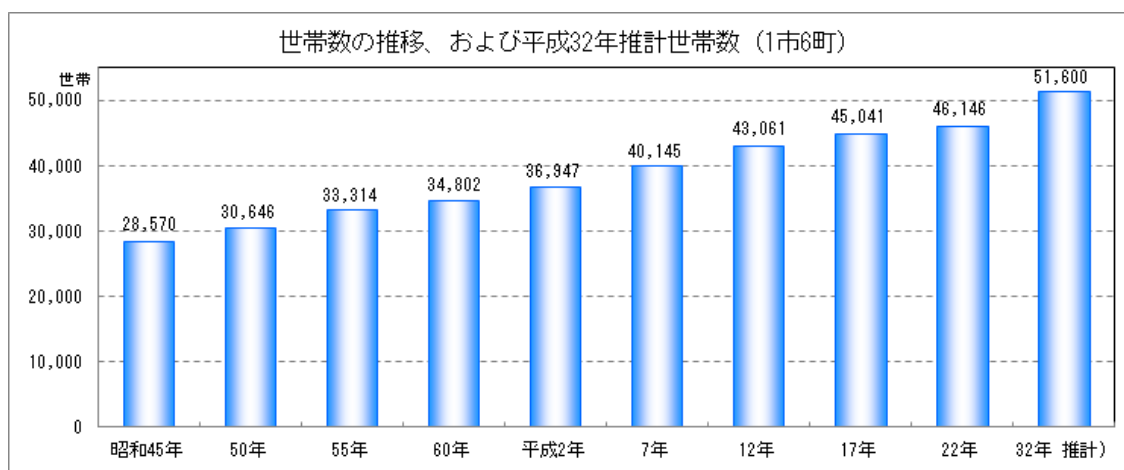
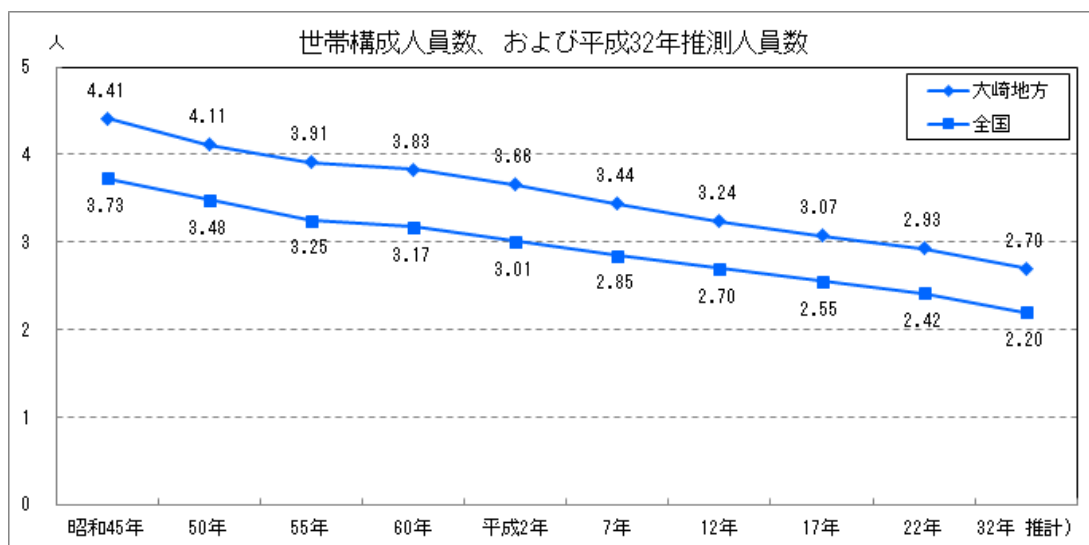


資料：国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所推計値

### 3-2 世帯数の見通し

大崎地方（1市6町）の世帯構成人員数は、昭和45年の4.41から年々減少傾向にあり20年後（平成32年）の世帯構成人員数は2.70人になると推計されています。また、前述の県の将来推計人口をもとに算出しますと、20年後（平成32年）の世帯数は51,600世帯と推計されます。



資料：国勢調査

市町村合併調査研究基礎調査報告書／平成14年3月／宮城県

## 第4章 新市計画(まちづくり)の基本方針





## 第4章 新市計画（まちづくり）の基本方針

### 4-1 将来像を実現するための基本的な考え方

#### (1) 大崎地方（1市6町）の将来像

この大崎豊饒の大地には、悠久の時を越えて人々の営みがありました。これからも「人」は地域に生まれ・育ち、営みを続けていきます。

そこには、かけがえのない文化が生まれ、長い年月を経て優れた伝統が築かれています。

この文化と伝統こそが、他に誇れる大崎地方1市6町の財産（個性）であります。

これからのまちづくりは、これらの財産（個性）を礎に、新たな資源を開発し、それらの融合と連携をもとに、新市として時代を切り拓いてゆく必要があります。

「住民意向調査」「住民ワークショップ」「議員意向調査」「トップインタビュー」「職員意見交換会」等の結果から、新市において「輝き」を主題として大崎地方（1市6町）の合併後の姿を以下のように設定します。

#### 【将来像】

＝大崎豊饒の大地から平成デモクラシーの幕開け＝

地域の個性・文化が輝き

豊かな自然や環境が輝き

安全、安心な暮らしにより、市民の笑顔が輝くまち

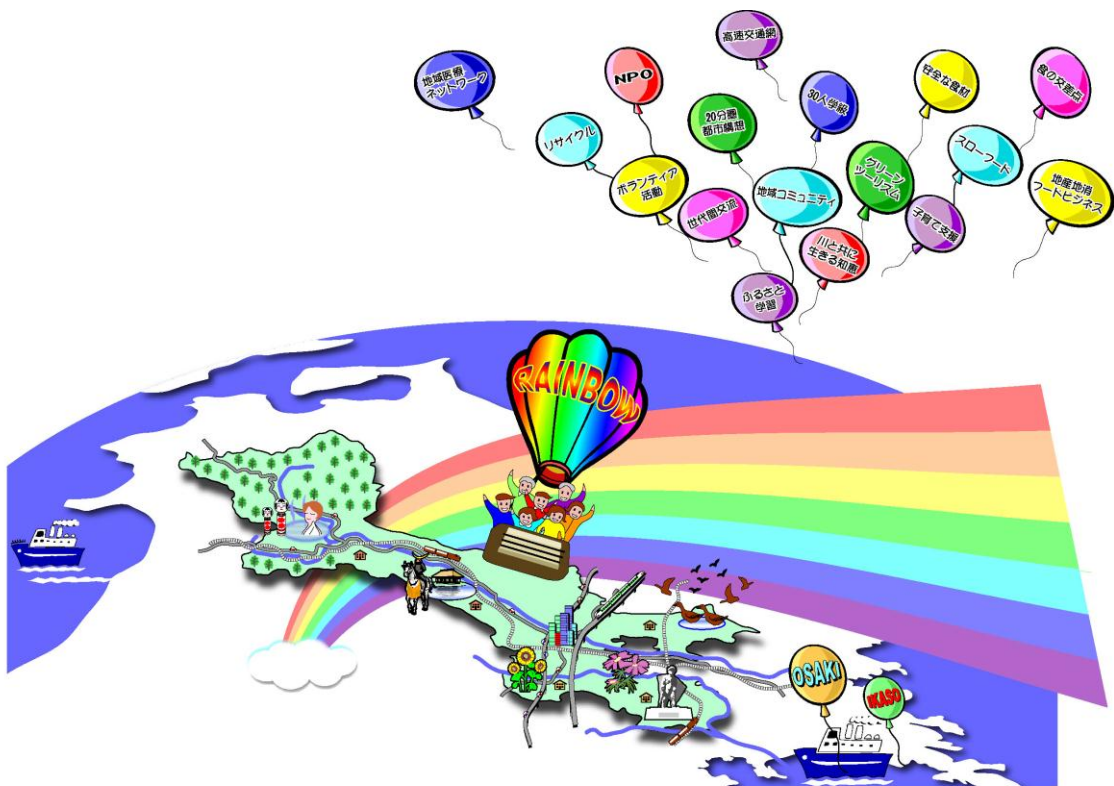
#### 【新市づくりのテーマ】

ー今、未来の子どもたちへ 私たちができることー

大きな虹が輝く個性豊かなまちづくり

ほうじょう  
注) 豊饒：たくさんの財産があり、生活が豊かなこと。

- 1市6町が合併を進めるのは、現在の課題を解決するためだけではなく、この地域で生まれ育つ未来の子どもたちの輝きが失われないよう、将来、この地域が直面する課題に今から一つひとつ着実に取り組む必要があるからです。
- 「虹」とは、地域の良いところ、個性を表します。現在、既に1市6町は個々に虹をたくさん持っています。これまで小さな虹だったものや一つでは虹として輝けなかったもの等も、7つの地域が一つになることで大きな虹として輝くことができます。また、一つになることで、これまでの輝きがなくならないよう取り組んでいきます。
- 虹の輝きには、これからの大崎を創るため「人と人をつなぐ、地域をつなぐ、産業をつなぐ、過去～現在～未来をつなぐ」等、いろいろな面を多面的に「つなぐ」という意志も込められています。「つなぐ」ことで、人も自然も産業も虹のように輝く明日を目指します。



## (2) まちづくりの基本的考え方

前述の「まちづくりの将来像」や社会潮流を踏まえ、新市のまちづくりを展開する上での基本的な考え方（基本的な取り組み姿勢）を以下のように設定します。

地域資源や地域の力を磨き、つなぎ合わせることで、

「地方政府」にふさわしい自立したまち（自治体）を創る

大崎地方の1市6町が合併して生まれる、新しい市では、現在の大崎地方（1市6町）が有している各種資源、個性等である新幹線や高速道路といった優れた交通基盤、山林や川・沼といった豊かな自然資源、温泉や自然景勝地・花畑等の観光資源、農業・畜産試験場等の高次研究機関、中核医療施設と身近な医療体制、工場や事業所といった就業場所、都市や農村といった多様な居住環境、個性豊かな歴史や文化と、そこに住み技にたけ、知恵に満ちた豊富な人材を最大限いかすことを基本に考えます。

また、7つの市町が1つに結集することで、これからの“地方の世紀”を担う、全自治体の模範となる自立したまち（自治体）を創りだしていくことを基本に考えます。

自立したまち（自治体）を具体化するため、これまでの国→自治体（県→市町村）といった社会システムから、国と自治体は「中央政府」と「地方政府」という社会システムに変化させていくことが求められます。このような国と自治体が対等な社会システムを機能させていくためには、それに対応できる自治体の形成が必要不可欠です。

このような自立したまち（自治体）では、行政-住民-民間企業等の関わり方も従来とは異なります。例えば、今までは、まちの将来像を実現するために行う公共的な事業やサービスについて、そのほとんどを行政自身が実施・提供することを基本にしていましたが、これからの行政は、住民自らの活動とボランティア・NPO・民間企業等の特性をいかしながら、それぞれとの協働により公共的な事業やサービスを実施・提供することになります。

つまり、行政は、住民が求めるまちの将来像を実現するために、最少の経費で最大の効果が得られるよう公共的な事業やサービスを実施・提供するための舵取りを行う経営体へと変化することが求められています。その時、住民は自治の基本に立ち返り、自治の主役として活躍することが求められます。

そこで、大崎地方（1市6町）では、全国に誇れる豊富な地域資源（自然環境、都市機能、人材等）を最大限いかし、磨き、つなぎ合わせながら、地域に住む私たちが、民主主義（デモクラシー）の原点に立ち返り、自らの責任で完結できる「地方政府」を創りあげることがまちづくりの基本的考えとしたものです。

### (3) まちづくりの基本方針（施策の大綱）

新市の将来像を実現するため、まちづくりの基本的考え方や都市づくりのテーマを踏まえたうえで、新市のまちづくりの基本方針として以下の7つの柱を設定します。

#### 【まちづくりの7本の柱】

- 市民が主役，協働のまちづくり
- 連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり
- 地域の個性をいかし豊かな心を育むまちづくり
- 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり
- 活力あふれる地域産業が根付くまちづくり
- 地域で支え合い心がかようまちづくり
- 自然と共生する循環型のまちづくり

## 第5章 新市の施策



## 第5章 新市の施策

### 5-1 新市将来像の実現に向けての施策展開の視点

近年の社会情勢は、右肩上がりの経済成長の終焉<sup>しゅうえん</sup>、人口減少、少子高齢化の進展、地方分権の進展、地球的規模の環境問題の深刻化など、これまで経験したことのない大きな変化を迎えています。

新たな時代へ対応するためには、あらゆる場面で市民が自立すること、そして地域も自立することなど、社会システム全体の変革が必要となってきます。例えば、「行政への依存」、「都市部への依存」や、大量消費・大量廃棄に象徴される「環境への負荷」などを見直すことが求められています。

そのためには、地域が有する資源、歴史・文化などを最大限に活用するとともに、市民一人ひとりが、地域の担い手としての自覚を持ち、主体的に地域に関わることにより、地域が自立する力を付けることが必要です。

これらを踏まえ、新市の将来像を「=大崎豊饒の大地から平成デモクラシーの幕開け=地域の個性・文化が輝き 豊かな自然や環境が輝き 安全、安心な暮らしにより、市民の笑顔が輝くまち」と設定しました。

そして、この将来像実現に向けたまちづくりの基本的考え方（基本的な取組み姿勢）を「地域資源や地域の力を磨き、つなぎ合わせることにより、『地方政府』にふさわしい自立したまち（自治体）を創る」としました。

このまちづくりの基本的考え方は、民主主義（デモクラシー）、住民自治の原点に立ち返り、市民の意向がまちづくりの隅々にいきわたるようなシステムの構築を目指すものです。

同時に、市民もまちづくりの担い手としての自覚をもち、市民の活動をはじめ、NPOやボランティアなどの多様な主体がまちづくりに積極的に参画するまちの実現を目指すものです。

さらに、これまでの「自治体」の枠を超え、「地方政府」として、「国」と対等・協力の立場でまちづくりを行える社会システムの構築を目指すものです。

「地方政府にふさわしい自立したまち」は、市民、団体、企業、行政などの様々な主体がそれぞれの分野で活動を展開する中で、地域の将来に対して共通のテーマを持ち、将来に向かってともに取り組むことが求められます。

まちづくりは、私たちの子から孫へと、さらに次の世代の子どもたちへと継承されていきます。その礎を創るのは、現代に生きる私たちであり、現世代は、新市の未来、未来の子どもたちに対して大きな責任を担っています。

次世代の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、今、私たちは何ができるのか、そして何をすべきなのか、ということに視点をおき、新市づくりのテーマを「**— 今、未来の子どもたちへ 私たちが出来ること — 大きな虹が輝く 個性豊かなまちづくり**」としました。

こうした考えのもと、将来像を実現するために掲げている「7本の柱（基本方針）」を展開するにあたっては、今あるまちの個性や魅力などを大切にし、そして7つのまちが一つになることによって、新たな魅力を創出することを目指し、「未来の子どもたちのために豊かなまちを伝えるのこし、より良いまちを紡ぎあげる」ことを施策展開の視点とします。

市民が主役協働のまちづくり  
連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり  
地域の個性をいかし豊かな心を育むまちづくり  
安全で安心して暮らしたけられるまちづくり

活力あふれる地域産業が根付くまちづくり  
地域で支え合い心がかようまちづくり  
自然と共生する循環型のまちづくり

#### 【将来像】

大崎豊饒の大地から 平成デモクラシーの幕開け  
地域の個性・文化が輝き 豊かな自然や環境が輝き  
安全、安心な暮らしにより、市民の笑顔が輝くまち

#### 【まちづくりの基本的考え方】

「地方政府」にふさわしいまちを創る



#### 【まちづくりのテーマ】

今、未来の子どもたちへ  
私たちが出来ること

—大きな虹が輝く 個性豊かなまちづくり—

#### 【施策展開の視点】

未来の子どもたちのために  
豊かなまちを伝えるのこし、より良い  
まちを紡ぎあげる



## 5-2 主要施策の内容

### (1) 市民が主役、協働のまちづくり（市民参画・行政改革）

市民が主体的にまちづくりを実践し、自立した地域運営を展開していくため、まちづくりに参画できる仕組みや、真に市民のニーズに合った円滑で効率的な行政経営を実践し、市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、市民と行政が一体となり共に行動できる協働<sup>※1</sup>のまちを目指します。

#### ① 市民参画のまちづくりの推進

市民と行政が一体となった新市のまちづくりのために、協働の体制づくりを進め、市民が主役のまちづくりを推進します。

市民の市政に対する理解と参画を促進するため、ウェブサイト等広報手段の充実や分かりやすい情報提供に努めるとともに、地域における情報化の推進を図ります。

ボランティア・NPO<sup>※2</sup>等多様な市民活動を充実させるため、その活動拠点の整備やネットワーク化の支援に努めます。また、子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、地域の担い手としての意識の高揚を図るため、子どもの人権を尊重し、個性や自立性を認め、子ども自身によるボランティア活動等社会参加の促進や自ら将来について考える場の創出に努めます。

#### ② 個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造

地域の輝く個性が継続・拡充され、新市でそれぞれが調和し合うことによって大きな輝きを放つよう、これまで培われてきた地域ごとの自治活動をいかしながら、住民が主役となる地域自治組織を創造します。

地域自治組織は、住民自治活動の根幹である自治会等を基礎とし、地域の身近な公共的課題を担うことができるよう、小・中学校区単位や旧市町単位等、地域の実情に応じた一定区域に設置し、総合支所等と連携する協働体制の構築を目指します。また、地域間の公平性や均衡ある発展を担うため、新市建設計画の進行状況や、各種計画策定における提案等、住民意見の反映に努めます。

新市においては、地域を支える人材の育成や各種団体間の連携・交流の活性化等、地域において自主的な活動に取り組む個人・団体の支援についても充実を図ります。

#### ③ 地方政府の実現を推進する行財政基盤の確立

自らの責任で完結できる地方政府を創りあげるため、話し合う協働のまちづくり条例をはじめとした条例等の整備や地域社会システムの再編に取り組みます。また、地域の暮らしを支えるサービスは、地域住民の意思と負担で支えられることを前提として、中央政府とは違う役割を担う地方政府の実現を目指します。

未来の子どもたち（市民）に対して、過度の負担（負債）を残さぬよう、自主財源の安定した確保に努め、長期的・総合的な視点に基づいた効率的な財政運営に努めます。また、公共的な事業やサービスを実施・提供する場合において、効率と効果を十分に踏まえた経営体としての取組みを行うとともに、行政庁舎機能の充実を図ります。

※1 協働：ある課題について関係する各主体が、共通の目標に向かって対等の立場で協力し合うこと。協働の実現に求められるのは、対等性、自主性の尊重、自律性の確保、相互理解、目的の共有、情報の公開等の徹底。パートナーシップといった表現も互換的に用いられている。（地方自治の現代用語・学陽書房）

※2 NPO：民間非営利組織。継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない民間の活動団体のこと。

#### ④ 男女共同参画の促進

男女共同参画型社会の形成を促進するため、男女共同による育児の実施に向けた啓発活動や保育サービスの充実等の子育て支援体制の充実に努めます。また、家庭や職場、学校等における性別による固定的な役割分担の是正等について、啓発活動を行います。

施策	主要事業の概要	実施期間		
		前期	中期	後期
<b>①市民参画のまちづくりの推進</b>				
●協働体制づくりの促進				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報広聴活動の充実強化</li> <li>・地域の各種団体(組織)の活動支援</li> <li>・ボランティア, NPO活動に関する情報提供や団体相互の交流等ネットワーク化の支援</li> <li>・子ども参画の行事検討</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館, 地域センターの整備・改修</li> <li>・市民活動拠点施設の整備(既存施設の活用)</li> </ul>	○	○	○
●情報の共有化とネットワーク化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域FM局の開設支援と事業連携</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報化推進事業</li> <li>・統合型地理情報システム(GIS※1)整備事業</li> </ul>	○		○
<b>②個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造</b>				
●地域自治組織等の検討				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働による地域自治組織の体制づくり</li> <li>・地域自治組織の運営や活動の支援策の検討・推進</li> <li>・地域自治組織間の連絡協議会等の設置</li> <li>・条例等の整備・推進</li> </ul>	○	○	○

※1 GIS:地理的情報をもとに、そこに様々な情報を関連づけデータ化したもの。災害時に発生場所や影響範囲、避難場所情報等総合的に表示するものや、エリアマーケティング、出店計画等にも利用される。

●人材育成と団体（組織）の活動支援				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材バンクの設置運営の検討</li> <li>・地域リーダーの育成</li> <li>・コミュニティ活動の支援</li> </ul> （各種活動，イベントへの助成，情報提供の充実）	○	○	○
③地方政府の実現を推進する行財政基盤の確立				
●地方政府への取組み				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権への対応と推進</li> <li>・市民憲章の制定及び普及・啓発</li> <li>・話し合う協働のまちづくり条例等の整備・推進</li> <li>・地域社会システムの再編（住民⇔企業⇔行政，協働体制）</li> </ul>	○	○	○
●行財政改革の推進				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価システムの導入・実施</li> <li>・公会計制度による財務書類の作成と公表</li> <li>・専門職の育成確保と職員の資質向上</li> <li>・人事評価制度の導入・実施</li> <li>・PFI<sup>※1</sup>方式等新たな行政システムの導入検討</li> </ul>	○	○	○
●行政庁舎機能の充実				
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設事業及び市役所周辺整備事業</li> <li>・旧庁舎の改修工事</li> <li>・総合支所機能の充実（総合支所建設事業）</li> <li>・電子政府への取組み</li> </ul>	○	○	○
④男女共同参画の促進				
●男女共同参画・人権擁護推進のための環境整備				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する情報，学習機会の提供</li> <li>・人権に対する意識啓発の実施</li> <li>・専任組織体制の設置と条例の整備・推進</li> <li>・出産，子育て休業後の復帰，再就職の支援</li> </ul>	○	○	○

※1 PFI：行政が今まで実施してきた社会資本の整備を，民間の資金・技術・経営能力を活用して実施する手法。

## (2) 連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり（都市・交流基盤整備）

日常生活の利便性の向上や地域の一体性を高めるとともに、地域外との交流の促進を図るため、高速道路や国県道、新幹線等の優れた広域交通基盤を活かし、快適な生活を支える都市基盤、交流基盤の整ったまちを目指します。

### ① 新市の一体化を進める道路体系の整備

新市の一体化を進めるため、域内の円滑な移動ができるよう必要な道路ネットワークの整備を推進します。

また、子どもや高齢者が安心して移動できる道路環境の形成を図るため、公共施設の周辺や通学路等における歩道の設置及びバリアフリー<sup>※1</sup>化に努めます。

### ② 快適に暮らし続けられるための公共交通の充実・強化

公共交通の利便性の向上を図るため、新幹線駅や在来線駅の周辺環境の整備を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、鉄道・バスの維持・増発等に努めます。

また、子どもや高齢者等の移動手段を確保するため、住民バスやコミュニティバス<sup>※2</sup>等の拡充を図る等、身近できめ細かいサービスの提供に努めます。

### ③ 地域間交流・国際交流の推進

交流人口の拡大を図るため、伝統文化、自然環境、観光資源や交通基盤等の新市の個性を活かし、既存の観光の振興を図るとともに、子どもたちの農業体験や食農教育等の新たな交流機会の創出に努めます。

国際交流の促進を図るため、友好都市・姉妹都市との交流や海外留学生の受け入れ、子どもたちの海外派遣事業等を行い、グローバル<sup>※3</sup>な視野をもった人づくりに努めます。

※1 バリアフリー：建設設計において、段差や仕切りをなくす等高齢者や障がい者に配慮をすること。

※2 コミュニティバス：小型の車両でバス停間隔を短く走行し、一般の路線バスに比べ密接なサービスが提供される。

※3 グローバル：世界的な規模であるさま。地球全体にかかわるさま。

施策	主要事業の概要		実施期間		
			前期	中期	後期
①新市の一体化を進める道路体系の整備					
●道路・橋梁の整備等					
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路建設計画の策定</li> <li>20分圏都市構想<sup>※1</sup>の検討</li> <li>防雪，除雪の対応強化</li> <li>歩行空間のバリアフリー化推進の検討</li> </ul>	○	○	○	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路のネットワーク化（環状道路）の整備推進</li> <li>地域連携道路の整備</li> <li>都市計画道路，主要市道の整備</li> <li>生活道路，地区道路の計画的整備</li> <li>高速道路ミニインターチェンジ整備事業</li> </ul>	○	○	○	
②快適に暮らし続けられるための公共交通の充実・強化					
●駅前及び駅周辺の整備					
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅舎，駅前広場，自由通路等の整備</li> </ul>	○	○	○	
●公共交通機関の確保と構築					
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤，通学者等の利便性の向上</li> <li>子どもや高齢者等交通弱者の移動手段の確保（コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー<sup>※2</sup>の検討・導入）</li> <li>（古川地域を中心とした放射状公共交通の検討）</li> </ul>	○	○	○	
③地域間交流・国際交流の推進					
●交通網の要としての位置，機能を活かしたまちづくり					
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスエリア，道の駅の活用</li> <li>奥の細道湯けむりライン地域の連携</li> <li>仙台空港とのアクセス交通の強化</li> </ul>	○	○	○	
●市民の交流活動をいかしたまちづくり					
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>姉妹都市，友好都市との交流の継続，強化</li> <li>魅力あるイベント，歴史ある祭りの開催</li> </ul>	○	○	○	

※1 20分圏都市構想：中心部から周辺部まで自動車でも20分程度での行き来ができるような都市構想。

※2 デマンド型乗合タクシー：利用者の需要に基づきルートや運行回数を設定する乗合タクシー。

●国際交流の促進				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際感覚のある人，国際感覚のあるまちづくりの推進 (異文化交流，海外留学生受け入れ，派遣事業)</li> </ul>	○	○	○
●地域性を活かした交流の促進検討				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と農村の交流促進</li> <li>・交換留学の促進</li> <li>・農業体験等を通じた交流活動の活性化</li> <li>・市民の交流広場整備の検討</li> </ul>	○	○	○

### (3) 地域の個性をいかし豊かな心を育むまちづくり（教育・文化）

子どもからお年寄りまで全ての市民が優れた個性と豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学ぶことができるよう、新市を構成する地域固有の歴史・文化の保存・継承を基本に、市民と行政が一体となって「学ぶ喜び」、「文化を育む喜び」が感じられるまちを目指します。

#### ① 時代を先導する教育環境の充実

次代を担う子どもたちの教育環境の向上を図るため、標準的な規模に応じた教育環境の整備や学校給食センターの整備に努めるとともに、学校教育施設の有効活用を検討します。また、IT<sup>※1</sup>技術を利用しての、市内全小学校及び全中学校の一斉同時授業への取組みを検討する等、学校教育システムの充実とともに、教職員の資質の向上を図り、質の高い教育環境の形成に努めます。

個々の学校の独自性を尊重した地域に根ざす教育環境の形成を図るため、食農教育<sup>※2</sup>や伝統文化教育等、地域の個性・特徴をいかした教育の展開を図るとともに、小中一貫教育等の導入を検討します。

また、地域の教育力を向上させるため、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちが地域と交流する機会の創出に努めます。

子どもたちがのびのびと心豊かに成長するよう、スクールカウンセラー等の配置を推進します。

国際感覚を養い、国際的な視点に立って行動できる人づくりのため、国際交流を行う団体（組織）との連携や外国語指導助手の増員等を促進します。

#### ② 豊かな心を育む生涯学習の充実

子どもから高齢者まで、市民が生涯を通して多様な学習機会が得られるように、各世代に応じた各種学級・講座の拡充及び指導者の発掘・養成を行うとともに、世代を越えて交流できる機会の創出に努めます。

生涯学習環境の向上を図るため、図書館等社会教育施設・文化施設のネットワーク化を推進し、生涯学習拠点の機能の充実を図ります。また、IT講習会等の開催により、地域の情報受発信力の向上に努めます。

#### ③ 地域文化の継承・形成

地域の多様な文化の継承や発展、新市としての新たな文化（個性）を創造するため、各種文化団体・グループの育成・支援に努めます。また、子どもたちの郷土に対する理解と愛着を育むため、地域の文化・伝統の継承等、地域教育の充実を図ります。

地域の特色を次世代に継承するため、文化財の保護・活用を積極的に行い、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と意識の高揚に努めます。

※1 IT：情報通信分野を広くとらえて用いられる言葉であり、コンピューターやインターネットを支える機器類やソフトウェア技術のこと。

※2 食農教育：食べものを通し、自然界の営み、農業、身体、心、家庭、地域の関わりを知ること。

#### ④ スポーツ・レクリエーションの振興

市民が健康な日常生活を送れるように、既存のスポーツ・レクリエーション施設の改修・拡充を推進します。また、施設の有効利用、関係団体・グループの支援、指導者の育成に努めます。スポーツを通じた交流を促進するため、各種行事やイベントを開催します。

また、スポーツ少年団や市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を目指し、総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。

施策	主要事業の概要	実施期間		
		前期	中期	後期
①時代を先導する教育環境の充実				
●教育システム・内容の充実				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30人学級実現への取組み</li> <li>・家庭教育学級の充実</li> <li>・教育相談，障がい児教育等の充実と強化</li> <li>・学校，地域，家庭の連携強化</li> <li>・小中一貫教育の検討</li> <li>・情報教育，環境教育，国際理解教育の推進</li> <li>・個々の学校における独自性の創造 (総合的な時間の活用，ふるさと教育の推進，地域の食農教育の導入)</li> <li>・「子どもの心」教育の充実</li> <li>・カウンセリングルーム，スクールカウンセラーの設置</li> <li>・「生きる力を育む」学校教育の推進</li> </ul>	○	○	○
●教育環境の整備・充実				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断による計画的な学校整備の推進</li> <li>・区域外就学，通学区域の見直しの検討</li> <li>・遠距離通学者の支援</li> <li>・子どもの居場所づくりの推進</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎等の施設整備・改築・改修</li> <li>・給食施設建設事業</li> <li>・情報通信教育の整備</li> </ul>	○	○	○
●高等教育機関の設置検討				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の誘致とそのための環境整備</li> </ul>	○	○	○



②豊かな心を育む生涯学習の充実				
●生涯学習環境の充実				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学級，講座の充実（生涯学習体制の確立）</li> <li>・各世代に応じた学習機会の充実と世代間交流事業</li> <li>・多様な活動の交流，連携</li> <li>・青少年の社会参加活動の促進</li> <li>・芸術文化の鑑賞と創作活動の発表機会の充実</li> <li>・指導者の発掘，養成の推進</li> <li>・教育，文化施設のネットワーク化によるふれあえる場づくりの促進</li> <li>・IT講習会の開催</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習施設の整備，改修</li> <li>・社会教育施設整備事業の検討・推進（図書館等複合施設，公民館，文化施設等）</li> </ul>	○	○	○
③地域文化の継承・形成				
●地域文化・芸術の継承と創造				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興の支援</li> <li>・伝統文化後継者の育成事業</li> <li>・地域人材登録制度の検討</li> </ul>	○	○	○
●文化財の保護と活用				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護，愛護促進</li> <li>・遺跡，埋蔵発掘調査</li> <li>・史跡等活用事業の検討</li> <li>・歴史資料館の整備検討</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存修復等修理事業</li> </ul>	○	○	○
④スポーツ・レクリエーションの振興				
●スポーツ・レクリエーション活動の振興				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブの設立支援</li> <li>・各種指導員の充実</li> <li>・生涯スポーツ振興団体（組織）への支援</li> <li>・各種大会の開催と誘致による交流の促進</li> <li>・体育施設の管理，運営の民営化の検討・推進</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育施設の整備，改修</li> </ul>	○	○	○

#### (4) 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり（防災・安全）

市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを基本に、水害・地震・火災等や交通・防犯等の安全性を高め、安心して日々を暮らせるまちを目指します。

##### ① 防災対策の強化

地域の防災体制強化のため、子どもから高齢者まで誰もが被災せず安全に生活できるということを基本に地域防災計画を策定し、中枢となる防災拠点の整備・充実や防災情報ネットワークの構築、公共施設等避難所となる施設整備等を実施し、計画的な安全・安心のまちづくりを進めます。

また、地震災害時は初動体制における地域住民の協力が不可欠であり、それぞれの地域に密着した自主防災組織の設置の促進を図ります。

さらに、大災害時に備え、周辺自治体をはじめとした関係機関との相互援助体制の構築を図る等、広域連携をもとにした防災体制の強化と併せ、広域的な防災活動拠点の整備を進めます。

##### ② 消防・救急体制の充実

機動的で効果的な消防体制を充実させるため、今後も広域連携をもとにした消防力の強化に努めるとともに、地域消防体制の維持強化を推進します。

また、救急・救命体制の充実と医療機関との連携を推進し、地域の救急・救命水準の向上に努めます。

火災を発生させないことが最も重要であることから、幼年（幼少）消防団や婦人防火クラブ等の活動支援を行う等、防火に対する啓発活動に努めます。

##### ③ 交通安全・防犯対策の推進

安全・安心して暮らせる新市を形成するため、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路等における交通安全施設の整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

また、青少年の非行や犯罪等を防止するため、地域ぐるみでの防犯体制の構築・強化に努めます。

##### ④ 国際平和・安全の推進

世界が平和で安全であることは、市民が未来の子どもたちのために真剣に取り組まなければならない最大のテーマです。そのため、国内外を問わず世界の人々と共に平和について考える機会の創出に努めるとともに、平和維持に向けた活動の積極的な展開に努めます。

施策	主要事業の概要	実施期間		
		前期	中期	後期
<b>①防災対策の強化</b>				
●安全・安心のまちづくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の策定・推進</li> <li>・自主防災組織（自治的相互扶助組織の検討）</li> <li>・救急活動に配慮した土地利用の検討</li> <li>・防災啓発運動の推進</li> <li>・防災対策ネットワークの構築</li> <li>・住宅耐震診断の支援</li> <li>・河川改修事業の促進</li> <li>・治山治水事業の促進</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線等の情報伝達の整備</li> <li>・避難地，避難路の確保</li> <li>・耐震診断に基づく計画的な公共施設の改修</li> <li>・総合防災対策整備事業</li> <li>・広域防災・活動拠点（消防本部，古川消防署，防災広場等）整備事業</li> </ul>	○	○	○
<b>②消防・救急体制の充実</b>				
●消防体制・施設の強化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火意識の啓発</li> <li>・地域防火活動の支援 （婦人防火クラブ・幼年消防団等との連携強化）</li> <li>・消防団員の確保と訓練の充実</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防施設整備事業</li> <li>・消防設備備品の充実</li> </ul>	○	○	○
●救急・救命技術の向上				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命講習会の実施</li> </ul>	○	○	○

### ③交通安全・防犯対策の推進

#### ●安全な交通環境の整備

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室の開催</li> <li>交通安全意識の啓発運動の推進</li> <li>交通指導隊の充実と交通安全協会等との連携</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設の整備 (カーブミラー, 標識等の設置)</li> </ul>	○	○	○

#### ●防犯体制の強化

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防犯体制の支援</li> <li>防犯実働隊等の組織の充実と防犯協会等との連携</li> <li>消費者相談窓口の開設</li> <li>子どもを取り巻く有害環境対策</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯(街路灯)の整備</li> </ul>	○	○	○

### ④国際平和・安全の推進

#### ●平和・安全活動の推進

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>非核宣言の制定</li> <li>国際平和事業の推進</li> <li>平和教育の啓発</li> </ul>	○	○	○
-----	---	---	---	---

## (5) 活力あふれる地域産業が根付くまちづくり（産業振興）

地域活力の原動力である産業の振興，地域経済全体の活性化を図るため，主要産業である農業の振興を基本に，既存工業・商業の競争力強化，観光業の振興による交流人口の拡大，より高い価値を生む各種産業間の有機的連携の促進，新たな産業の育成や新規産業の誘導，起業家\*の育成等，産業はもちろんのこと住民生活の豊かさを生み出すなど様々な分野での波及効果を期待し，展開することにより，活気あふれるまちを目指します。

### ① 農林産業の振興

新市の基幹産業として農業の経営基盤をより強化するため，ほ場や農道等の整備の推進，また複合経営の推進や担い手の育成を図り，営農体制の強化支援に努めます。

また，消費者ニーズに合った農業の展開を目指し，地域循環型農業の展開，国・県の研究機関との連携のもとに品質及び管理の向上などにより，安心・安全な農産物の供給基地の構築に努めます。

さらに，農産品の開発と販売力の強化を図るため，地産地消の促進，農産物の産地化・ブランド化を図るとともに，特産品の開発に向けた産学官の連携の確立などに努めます。

林業においては産業としての再生を図るため，公共施設の整備や住宅産業への地場材の活用等新たな林業振興方策を検討し，その展開に努めます。

農業及び林業が新市の基幹産業として今後も発展していくために，将来の就業の場として農林産業の就業環境の整備を進め，後継者・新規就業者の確保に努めます。

### ② 商工業の振興

生活に密着した地域の商店街の活性化や再生を図るため，経営者の意識向上や経営体質強化を支援し，魅力が感じられる商店街の形成に努めます。

また，既存工業の合理化・高度化等競争力の強化を支援し，地域の活力を生み出す工業振興に努めます。

さらに，地域工業の持続的な活性化を図るため，既存の工場用地を活用した工場誘致や異業種交流・同業種交流及び産学官の連携等ネットワークの形成促進を図ります。

### ③ 観光・レクリエーションの振興

観光・レクリエーション業の振興のため，地域の優れた自然環境や史跡・名勝・温泉（日本一豊富な湯量と泉質を持つ鳴子温泉）等の地域資源の活用を進め，体験型・滞在型の観光地づくりに努めます。

また，観光行動の広域化への対応や観光地の魅力を向上させるため，地域内及び周辺地域の観光資源とのネットワーク形成を図り，多彩な魅力を持つ観光地形成に努めます。

さらに，インターネット等を活用し，観光情報を積極的・効果的に発信することにより，観光客の誘致に努めます。

※起業家：新しく事業を起こし経営する者。

#### ④ 地域循環型産業の創造

現在の多彩な産業の集積をもとに、農林業・加工産業・三次産業等の連携モデルの構築、コミュニティビジネス※1等、地域に根ざした起業支援を積極的に推進し、新たな産業の育成に努めます。

#### ⑤ 就業支援

市民が将来も地域内で働き、生活し続けられるよう、雇用環境の充実に努めます。また、農業や商業等の担い手を確保するため、Iターン※2、Uターン※3、Jターン※4希望者に対する就業支援を推進するとともに、新規就業者や後継者に対する研修制度・支援制度の充実に努めます。

技術革新や社会経済環境に対応した労働教育の推進及び国・県等と連携した就業支援事業の推進により、新たな就業機会の拡大を図り、多世代が定着できるまちづくりに努めます。

#### ⑥ 総合的な産業振興の推進

地域産業の活力ある発展のためには、各分野（農林業・商工業・観光等）の活性化や各地域の特色を活かした産業の振興をはじめ、新規起業・新分野への進出など、既存の産業や新規事業と消費者のニーズ等を総合的にコーディネート※5することが重要となります。

そのため新市では、業種間の情報交換や人材交流を図りながら民間活力を高め、地域経済発展の環境整備に努めます。

施策	主要事業の概要	実施期間		
		前期	中期	後期
①農林産業の振興				
●消費者ニーズにあった農業の育成				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食の安全・安心」の推進・支援</li> <li>・転作営農の支援</li> <li>・園芸作物の振興</li> <li>・循環型農業の展開</li> </ul>	○	○	○

※1 コミュニティビジネス：住民自らが地域の困った問題や課題、または生活の質を上げるような活動をビジネスで展開すること。

※2 Iターン：もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住し定職に就くこと。

※3 Uターン：地方出身の都市部の居住者が、出身地に戻り定職に就くこと。

※4 Jターン：地方出身の都市部の居住者が、出身地に近い中核都市に移住して定職に就くこと。

※5 コーディネート：立場の異なる個人や組織の相互の目的を達成するため、専門的な知識や経験に基づいて整合性を持たせて調整すること。

●地域の営農体制の強化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農協との連携による総合的な農業ビジョン策定</li> <li>・農産品価格補償制度の充実</li> <li>・複合経営の推進</li> <li>・畜産振興の推進</li> <li>・省力化農業の推進</li> <li>・担い手の育成</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物処理施設等建設事業</li> <li>・農業近代化施設整備事業</li> <li>・農村振興総合整備統合補助事業</li> <li>・農道整備事業</li> <li>・園芸産地拡大推進事業</li> <li>・水産資源増殖等施設整備事業</li> <li>・ほ場整備等農業基盤の整備事業</li> <li>・かんがい排水事業</li> </ul>	○	○	○
●農産品の開発と販売力の強化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消への取組み（販売－消費ルートの確立）</li> <li>・全国的なPR活動の展開</li> <li>・特産品開発の検討</li> <li>・農産品のブランド化推進</li> <li>・道の駅，サービスエリア，観光地等を活用した地場産品のPR及び消費拡大</li> <li>・フードビジネスの創造（生産→加工→販売）</li> <li>・産学官の連携の構築</li> </ul>	○	○	○
●観光農林業・グリーンツーリズム*の推進				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンツーリズム等の消費者ニーズへの対応</li> <li>・児童，生徒による農業クラブの育成</li> <li>・農業体験型交流館建設の検討</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興施設の整備</li> </ul>			○
●新たな林業の展開支援				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域内での地産地消の推進</li> <li>・住宅産業への地場材の活用促進等，他産業との連携強化</li> <li>・林業振興策の強化，充実</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道整備事業</li> <li>・森林整備地域活動支援事業</li> <li>・公有林整備事業</li> <li>・間伐実施事業</li> </ul>	○	○	○

※ グリーンツーリズム：都市住民が農山漁村に滞在し，地域の自然や文化，人々との交流を楽しむ余暇活動。

## ②商工業の振興

●地域を支える商業・観光の活性化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等複合的な地区整備の推進</li> <li>空き店舗の活用促進支援</li> <li>商工会議所，商工会との連携強化</li> <li>地元商工業者の支援</li> <li>地域通貨<sup>※1</sup>，共通券，スタンプ発行等の検討</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街駐車場の整備</li> </ul>			○
●地域の活力を生み出す工業振興				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用環境の改善</li> <li>異業種，受発注交流等の支援</li> <li>産学官連携による新たな産業，製品の開発推進</li> <li>既存企業に対する支援，育成</li> <li>新たな企業誘致の促進</li> </ul>	○	○	○

## ③観光・レクリエーションの振興

●体験型・滞在型の観光地づくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>お花畑構想<sup>※2</sup>の推進</li> <li>自然環境，史跡，名勝，温泉等地域資源の活用</li> <li>観光地としての一体的，総合的整備の検討</li> <li>地域連携の強化</li> <li>エコツーリズム<sup>※3</sup>，グリーンツーリズムの推進</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳴子峡周辺の整備事業</li> <li>スキー場施設整備事業</li> <li>観光施設の修繕・改修</li> </ul>	○	○	○
●観光情報の発信				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観マップ策定</li> <li>観光協会等との連携による全国へのPR強化</li> <li>観光ルートの整備</li> <li>各まつりの開催，運営支援</li> <li>観光案内施設整備（情報サービスセンター）の検討</li> </ul>	○	○	○

※1 地域通貨：限定された地域や組織の中だけで利用できる通貨のこと。

※2 お花畑構想：四季折々の花イベントの連携により，観光業を推進させようという構想。

※3 エコツーリズム：生態系や自然保護に配慮し，旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅のしかた。



<b>④地域循環型産業の創造</b>				
●新たな産業の育成				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消の推進</li> <li>・レンタル工房*等の提供</li> <li>・地域産業の連携強化</li> <li>・温泉熱を活用した栽培等の研究開発の検討</li> <li>・新たな物産開発の推進</li> </ul>	○	○	○
<b>⑤就業支援</b>				
●担い手の育成と新たな就業機会の創出				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練の充実</li> <li>・雇用対策，促進事業の強化</li> <li>・関係機関，企業の連携による雇用拡大</li> <li>・再就職希望者への支援</li> </ul>	○	○	○
<b>⑥総合的な産業振興の推進</b>				
●総合的な産業振興のための環境整備				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興計画の策定・推進&lt;ワークショップ等の市民参加&gt; (情報の収集→分析→課題→方向性→具体の提案)</li> </ul>	○	○	○

※ レンタル工房：施設，設備を貸し出しすることによって起業家や企業の支援を行う施設。

## (6) 地域で支え合い心がかようまちづくり（保健・医療・福祉）

子どもから高齢者まで全ての市民が相互に助け合い、住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な事業展開により、元気であたたかさにあふれたまちを実現します。

また、地域の未来を担う子どもたちを育てていくため、家庭や地域における子育て機能を高め、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指します。

### ① 総合的な保健対策の推進

市民の健康の保持・増進のため、保健・医療・福祉関係団体等とのネットワークの構築、各種検診の充実等に努めます。また、健康づくりに対する意識啓発・指導の充実を図り、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康に暮らせる生活環境づくりに努めます。

### ② 地域医療体制の充実

新市の医療体制の充実を図るため、新市の医療の拠点となる本院、そして地域医療の拠点となる分院（3箇所）と診療所（1箇所）を配置するとともに、民間医療施設との連携・機能分担を強化し、まち全体がホスピタルとしての環境整備を推進します。

また、予防から介護までの一貫したサービス提供の構築と外部評価委員会等を設置し、医療の質及び経営の質についても向上を図ります。

さらに、自治体病院と地元医師会との連携を拡充することにより、救急・休日平日夜間診療の充実を図り、市民に安全と安心を与えられる体制づくりに努めます。

### ③ 高齢者福祉の充実

家庭における介護を支援するため、在宅と施設福祉サービスとの調和がとれた総合的な高齢者福祉を推進し、地域で支えあう福祉のまちづくりに努めます。介護保険制度については、制度の啓発を図りながら、保健・医療・福祉の各機関が連携し、サービス提供体制の効率化とともに、多様なニーズに対応した質の高いサービスが提供される環境づくりに努めます。

高齢者の交流・社会参加活動等を支援するため、社会活動への参画や子どもたちとの交流による生きがいがづくり等を総合的に展開し、高齢者が安心と生きがいの持てるまちづくりに努めます。

### ④ 社会福祉の充実

子どもや高齢者をはじめ全ての人々にやさしい環境を形成するため、公共施設のバリアフリー化や歩道の設置等を推進します。

障がい者（児）福祉の充実を図るため、生活の安定や社会参画の促進に向けた相談・支援体制づくりに努めます。

地域で相互に支え合う仕組みの強化・充実に取り組む等、市民と行政が連携した社会福祉環境づくりを目指します。

⑤ 子育て支援の充実

子どもたちがのびのびと元気に育っていくことのできる環境を提供するため、子どもたちや家庭が抱える様々な問題に対処する相談指導機能等を強化し、健全な家庭生活を送れるよう支援に努めます。

また、安心して子どもを産み育てられる環境を形成するため、各種施設整備の充実や児童福祉部門と幼児教育部門をはじめ、保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援の展開を図ります。

家庭や地域の子育て力の低下への対応として、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援―「次世代育成支援」―することにより、子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境・体制づくりに努めます。

施策	主要事業の概要	実施期間		
		前期	中期	後期
①総合的な保健対策の推進				
●健康に暮らせる体制づくりの推進				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種検診体制の充実，強化</li> <li>健康管理の啓発（喫煙，飲酒，体重コントロール等）</li> <li>健康相談窓口の設置</li> <li>歯科保健の推進</li> <li>保健推進員等人材の育成，確保</li> <li>保健・医療・福祉関係団体等とのネットワークの構築</li> <li>健康日本 21<sup>※1</sup> 地方版に基づいた健康づくり</li> </ul>	○	○	○
②地域医療体制の充実				
●地域医療体制の充実				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急・休日平日夜間診療体制の堅持と拡充</li> <li>遠隔医療及び病病連携<sup>※2</sup>の充実</li> <li>外部評価委員会の設置</li> <li>経営体質の強化</li> <li>市民参加による病院づくり</li> <li>ホームドクター制度，在宅医療の推進</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設整備事業</li> <li>歯科診療施設整備事業</li> <li>医療設備（機器）等の整備</li> </ul>	○	○	○

※1 健康日本 21：21 世紀における国民健康づくり運動。

※2 病病連携：地域医療ネットワークの一つとして，病院が互いに連携協力・補完しあい，患者のその時の病態にあった入院治療等機能を効率的に提供できるようにする体制。

### ③高齢者福祉の充実

#### ●介護保険制度の充実

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援と相談業務の充実</li> <li>・介護保険制度の適正な運用及び見直し</li> <li>・包括支援センターの機能充実</li> <li>・老人福祉施設整備の検討</li> </ul>	○	○	○
-----	---	---	---	---

#### ●地域で支えあう福祉のまちづくり

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居老人等連絡体制の強化</li> <li>・介護教室の開催</li> </ul>	○	○	○
-----	---	---	---	---

#### ●高齢者が安心と生きがいをもてるまちづくり

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの交流の推進</li> <li>・地域コミュニティの活性化</li> <li>・高齢者の社会参画支援</li> <li>・シルバー人材センターの設置・活用</li> </ul>	○	○	○
-----	--	---	---	---

### ④社会福祉の充実

#### ●地域で相互に支えあう仕組みづくりの強化・充実

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアコーディネーターの育成</li> <li>・ボランティア団体の育成と支援</li> <li>・社会福祉相談体制の強化</li> <li>・福祉教育の充実</li> </ul>	○	○	○
-----	---	---	---	---

#### ●地域社会福祉施策の充実

ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の推進</li> <li>・障がい者（児）の各種支援事業の充実</li> <li>・障がい者（児）の自立支援の推進</li> <li>・社会参画の支援体制の強化</li> </ul>	○	○	○
-----	--	---	---	---

※1 ノーマライゼーション:障がい者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。

⑤子育て支援の充実

●安心して子どもを生き育てられる環境づくり

ソ フ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に対する意識啓発の実施 （児童虐待，いじめ，体罰等の子どもの重大な権利侵害への対応）</li> <li>・出産支援（相談，教室開催等）の充実</li> <li>・乳児検診の充実</li> <li>・保育体制の充実（保育時間・待機児童の解消等）</li> <li>・在宅児も含めた子育て支援の充実 （一時保育，ファミリー・サポートセンター等）</li> <li>・子育てネットワークの確立</li> <li>・幼保一元化の推進</li> <li>・児童センターと学童保育の充実</li> <li>・児童公園，子どもの遊び場等整備の検討</li> <li>・企業の子育て支援の取り組みに対する評価・支援</li> </ul>	○	○	○
ハ ー ド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター等の整備</li> <li>・児童交流施設の整備</li> <li>・保育所の整備</li> </ul>	○	○	○

## (7) 自然と共生する循環型のまちづくり（自然環境・生活環境）

山・川、沼や農地等新市が有する豊かな地域環境を維持し、次世代へ継承していくため、自然環境と生活環境の調和を基本に、潤いのある生活環境の実現を図りながら、環境への負荷の少ない、人と自然が共生する循環型のまちを目指します。

### ① 豊かな自然環境の保全

新市の豊かな自然環境を未来の子どもたちに残していくため、水源涵養<sup>かんよう</sup>や土砂災害防止、多種多様な生物の生息空間となる森林の保全をはじめとした自然環境の保全・創出の推進に努めます。また、自然保護意識の啓発や環境学習を行い、多様な主体との協働により、自然環境の保全に努めます。

### ② 身近にふれあえる憩いの場の整備

誰もが安心して自然とふれあうことができる空間を創出するため、身近な公園、水辺を利用した親水性の高い、憩いとレクリエーションの場等の整備を推進します。また、生活に関わりの深い里山<sup>※1</sup>等の適正な管理を進め、身近な自然の保全に努めます。

### ③ 生活環境の保全・整備

市民が住み続けたいと思う快適な生活環境の形成を図るため、公営住宅建設や住宅団地等の計画的整備、上下水道の維持・管理や整備を推進し、質の高い居住環境の向上に努めます。また総合的・包括的なまちづくり計画を策定し、秩序ある市街地の形成・誘導に努めます。

### ④ 循環型社会（ゼロエミッション<sup>※2</sup>）の実現

未来の子どもたちへ「美しいまち」を残すため、市民・事業者・行政の連携により、不法投棄防止対策、ごみの減量化・再資源化や効率的分別収集・処理を推進します。また、省エネルギー化への取組みや再生可能エネルギーの導入、リサイクル型産業の育成等、循環型のまちづくりの推進に努めます。

※1 里山：集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜等を採取していた、人と関わりの深い森林。

※2 ゼロエミッション：異なった業種間協同で地球の限られた資源の使用効率を高め、廃棄物（エミッション）が無くなる（ゼロになる）ことを目指すという考え方。

施策	主要事業の概要	実施期間		
		前期	中期	後期
<b>①豊かな自然環境の保全</b>				
●自然と共生するまちづくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策に対する意識啓発と施策検討</li> <li>・公害対策の強化</li> <li>・森林，河川，緑地環境の保全</li> <li>・水質保全対策の推進</li> <li>・治山治水事業の推進</li> </ul>	○	○	○
●自然環境保護意識の醸成				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の体験機会の創出</li> <li>・植林事業の支援</li> <li>・ごみ不法投棄の対策強化</li> <li>・自然環境体験施設整備の検討</li> </ul>	○	○	○
<b>②身近にふれあえる憩いの場の整備</b>				
●身近な自然環境の整備				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の活用</li> <li>・森林の保育，管理体制の強化</li> <li>・親水，親雪事業の推進</li> <li>・公園，緑地の整備検討</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園整備事業</li> <li>・まちづくり総合支援事業</li> </ul>	○		○
<b>③生活環境の保全・整備</b>				
●秩序ある市街地の形成・誘導				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観，まちづくり条例等の検討</li> <li>・都市計画マスタープラン等の再編・推進</li> <li>・分かりやすいサイン（案内板）計画の策定</li> <li>・総合的な市街地整備事業の推進</li> <li>・仙台圏を対象とした住宅地整備の検討</li> </ul>	○	○	○
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲住宅地造成（駅前地区）事業</li> </ul>	○	○	○

●快適な生活環境の形成				
ハード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設整備事業</li> <li>・下水道施設整備事業</li> <li>・農業集落排水事業</li> <li>・合併処理浄化槽<sup>※1</sup>整備事業</li> <li>・住宅整備事業</li> <li>・排水路整備事業</li> </ul>	○	○	○
④循環型社会（ゼロエミッション）の実現				
●環境に配慮したまちづくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの減量化，資源化の促進</li> <li>・環境教育の推進</li> <li>・リサイクルの推進</li> <li>・循環型社会形成の意識啓発</li> <li>・省エネルギー化の推進</li> <li>・再生可能エネルギーの導入促進</li> <li>・環境ISO<sup>※2</sup>取得へ向けた取組み</li> <li>・みやぎエコファクトリー<sup>※3</sup>への取組み</li> </ul>	○	○	○

※1 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

※2 環境ISO：組織の活動によって生じる環境負荷を低減し，また環境の保全に役立つための組織的な仕組み（活動）のことで，その取組み内容が適合していると判断された場合に認証登録される制度。

※3 みやぎエコファクトリー：資源循環の推進やリサイクルに向けた企業（工場）誘致等の事業。



## 第6章 新市における宮城県事業の推進



## 第6章 新市における宮城県事業の推進

### 6-1 新市における宮城県の役割

「宮城県総合計画」では新市を含む大崎広域圏の2010年の将来像として、「古川市を中心に都市機能等の充実が図られ、県北西部における広域的な拠点としての整備が進むとともに、交通基盤の利便性を生かして、商工業の立地が進み、宮城をリードする圏域として付加価値の高い農業が展開されるなど、地域産業の活性化が図られています。

また、栗駒・船形地域や鳴瀬川、江合川等の豊かな自然環境に恵まれる中、リゾートの整備が進むとともに、快適な生活環境も整備されるなど、ゆとりと安らぎのある地域が形成されています。」とされています。

その中で、施策展開の方向性として、「1. 県北西部の発展を牽引する中核都市圏の形成」、「2. 広大な農地と交通基盤を生かした地域産業の振興」、「3. ゆとりと安らぎのある地域の創造」を掲げています。そして、これらの実現のための方法のひとつとして、多様化する行政課題に的確に対応できる県政のパートナーとしての体制整備のため、自主的な市町村合併を支援することとされています。

県が主体となって実施する支援策の概要を以下に記載します。

### 6-2 新市における宮城県事業

#### (1) 新市施策方針に基づく県事業の実施による支援策

##### ① 連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり（都市・交流基盤整備）に対する支援

新市では、日常の生活利便性の向上や地域の一体性を高めるための交通網の整備が必要です。この交通体系整備方針を踏まえて、県と新市との協力のもと、関連する道路及び交通網の整備を進めていくことを基本とします。

#### 【主な県事業・補助事業及び支援】

- 市町村振興資金貸付事業
- 広域バス運行維持対策費補助事業
- 一般県道岩出山宮崎線橋梁架替（上川原地区）《平成19年度完了》
- 一般県道古川岩出山線道路改良（雨生沢地区）《平成19年度完了》
- 一般県道坂本古川線道路改良（飯川地区②）《平成21年度完了》
- 都市計画道路大崎大通線（北町地区）
- 主要地方道古川松山線橋梁架替（下中ノ目地区）
- 主要地方道仙台三本木線道路改良（混内山地区）《平成25年度完了》
- 一般県道涌谷田尻線道路改良（大沢地区）《平成17年度完了》
- 国道346号道路改良（鹿島台地区）
- 国道108号道路改良（鳴子岡台地区）
- 主要地方道古川登米線道路改良（大貫工区）

## ② 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり（防災・安全）に対する支援

市民が安全な暮らしを送れるように、災害に強いまちづくりを基本に、危険な箇所を整備を新市と協力して整備を行います。

### 【主な県事業・補助事業及び支援】

- 宮城県消防防災施設等整備費補助事業
- 広域基幹河川改修事業（多田川，田尻川）
- 主要地方道古川登米線交通安全施設整備事業（小塩（1）地区）《平成17年度完了》
- 砂防事業（東昌寺沢地区《平成20年度完了》，江合川下流地区（その2）《平成26年度完了》，大沢川地区《平成22年度完了》）
- 急傾斜地崩壊対策事業（星沼地区）《平成18年度完了》
- 治山事業（田尻町，松山町，鳴子町，岩出山町）
- 農村地域防災減災事業（舟橋地区）

## ③ 活力あふれる地域産業が根付くまちづくり（産業振興）に対する支援

新市の主要産業である農業の振興を基本に据え、生産基盤の充実や生産性向上に係る整備を協力して行います。

### 【主な県事業・補助事業及び支援】

- 小規模事業経営支援事業費《平成17年度完了》
- 基幹水利施設補修事業（品井沼地区）《平成21年度完了》
- 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（古川東部2期地区，古川東部地区）《平成20年度完了》
- ため池等整備事業（宝江地区《平成24年度完了》，宝江2期地区《平成24年度完了》，貝抜沢地区）
- 水利施設整備事業（大崎西部2期地区，大崎西部3期地区，江合川左岸地区《平成20年度完了》，江合川左岸2期地区《平成26年度完了》，銭神地区）
- 経営体育成基盤整備事業（田尻中央地区，田尻西部地区，田尻第2地区《平成25年度完了》，田尻中央2期地区，中塚西部地区，下伊場野地区《平成18年度完了》，江合左岸地区，鹿島台東部地区，多田川左岸地区，青生地区，東大崎地区《平成19年度完了》，敷玉西部地区，清水川北浦地区，広長地区，大坪地区，下志田地区，千刈江地区）

④ 自然と共生する循環型のまちづくり（自然環境・生活環境）に対する支援

新市が有する豊かな自然環境の維持・保全するための施策を協力して行います。

**【主な県事業・補助事業及び支援】**

- 化女沼公園整備事業（小野地区）
- 流域下水道事業（鳴瀬川流域地区）
- 地域用水環境整備事業（大江川《平成17年度完了》、渋川《平成19年度完了》）



## 第7章 公共的施設の統合整備





## 第7章 公共的施設の総合整備

教育・福祉・文化・スポーツ等のための各種公共施設の総合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性等にも十分考慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。

また、インフラ等、生活と密接に関連する基盤施設についても、住民サービスの維持、向上を基本として、効率的・効果的な整備、維持管理が行えるよう検討していきます。

検討の内容については、今後策定する「公共施設等総合管理計画」と調整を図り、公共施設マネジメントを推進します。

なお、合併に伴い新庁舎の建設を行うこととなるが、それまでの間、本庁の一部機能分担する三本木庁舎及び岩出山庁舎においては効率的運用が図れるよう、情報・システムネットワークを図ると共に、総合支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により連携を図り、住民生活に関わる窓口業務、安全・安心に関する業務、地域振興に関する業務等必要機能の整備を図っていきます。



# 第8章 財政計画



## 第8章 財政計画

財政計画は、平成28年度から計画期間である平成32年度までの5年間について、歳入、歳出の項目ごとに、経済状況、人口の推移を勘案しながら、平成27年度予算を踏まえ、一般会計ベースで作成したものです。

作成にあたり、計画期間である平成32年度までにおいて、健全な財政運営を継続することを基本とし、新市建設計画に基づき事業の実施に伴う財政への影響、地方交付税の逓減、消費税の動向、国・県の財政支援措置等を加味しながら、一定の条件の下にシミュレーションしたものです。

また、将来の財政負担となる地方債の発行が適正な範囲となるよう配慮しています。

今後は、この財政計画を一定の指針としながらも、歳入・歳出について、毎年度、堅実な財政運営を図るため予算編成を行います。

### 主な推計の概要

#### <全体>

- ① 基本的には、平成27年度予算をベースに推計し、平成28年度以降の事業費及び財源等は、新市建設計画に掲げた事業を基本としながら、新たに必要が生じた事業を見込み、調整しています。
- ② 歳入については、消費税率の引上げに伴い地方消費税交付金、使用料及び手数料について、影響額が発生する時期に増額しています。
- ③ 歳出については、物件費、維持補修費、扶助費については、特殊要因、社会情勢を加味し、推計しています。

#### <歳入>

##### (1) 地方税（譲与税及び交付金）

地方税については、現行の制度を基本に推計しています。

譲与税等については、総務省の平成27年度地方税及び地方譲与税収入見込額を参考に推計しています。

地方消費税交付金については、消費税率の改定を加味し推計しています。

##### (2) 地方交付税

地方交付税のうち普通交付税については、市税収入や公債費算入額の増減を加味し、さらに平成28年度からは、合併算定替加算の逓減を反映させています。

##### (ア) 合併算定替え

平成28年度 特例加算分10%減、平成29年度30%減、以降7割を維持すると見込み推計しています。

##### (イ) 特別交付税は、平成26年度予算額と同額で推計しています。

(ウ) 臨時財政対策債は、普通交付税の財源補償、財政調整機能の補填的な考え方から地方交付税の項目に分類しています。さらに、普通交付税と同様に合併算定替加算の増減を反映しています。

### **(3) 分担金及び負担金**

分担金及び負担金については、平成 27 年度予算額をベースに推計しています。

### **(4) 使用料及び手数料**

使用料及び手数料については、平成 27 年度予算をベースに、消費税引上げを加味し、推計しています。

### **(5) 国庫支出金**

国庫支出金は、新市建設計画の事業をベースに、普通建設事業以外の国庫支出金を加味し、推計しています。

### **(6) 県支出金**

県支出金については、新市建設計画の事業をベースに、普通建設事業以外の県支出金を加味し、推計しています。

### **(7) 財産収入**

財産収入については、平成 27 年度予算をベースに、平成 28 年度～平成 30 年度は、工業団地売払い収入を見込み、推計しています。

基金利子については、財政調整基金、減債基金等の各種基金の利子額を推計しています。

### **(8) 繰入金**

繰入金については、財政調整基金、その他基金繰入金の合計額としています。

### **(9) 諸収入**

諸収入については、平成 28 年度以降は、平成 27 年度予算をベースに推計しています。

### **(10) 地方債**

地方債については、新市建設計画に掲げた事業を基本としながら、新たに必要が生じた事業を見込み、推計しています。

## <歳出>

### (1) 人件費

人件費については、大崎市定員管理計画に基づき、推計しています。

### (2) 物件費

物件費については、平成 27 年度予算をベースに、過去の実績を考慮しながら、一定の削減効果を見込んで推計しています。

### (3) 維持補修費

維持補修費については、平成 27 年度予算をベースに、その後は一定の増額を見込んで推計しています。

### (4) 扶助費

扶助費については、平成 27 年度予算をベースに、一定の増額を見込んで推計しています。

### (5) 補助費等

補助費等は、平成 27 年度予算をベースに、一定の増額を見込んで推計しています。大崎地域広域行政事務組合負担金、企業会計補助金等も含め計上しています。

### (6) 公債費

公債費については、平成 26 年度までの地方債の予定額に、新市建設計画の事業等に伴う新たな地方債の償還見込額を加え推計しています。

### (7) 積立金

積立金については、基金利子収入分のみを推計しています。

### (8) 投資・出資・貸付金

投資・出資金については、平成 28 年度以降は、企業会計への出資金について推計しています。

貸付金については、平成 27 年度以降は、同額で推計しています。

### (9) 繰出金

他会計への繰出金については、繰出基準をベースとし、当該会計の収支見通しなどを考慮して推計しています。

### (10) 普通建設事業費等

普通建設事業費については、新市建設計画に掲げた事業を基本としながら、新たに必要が生じた事業を計上し、事業費を推計しています。

また、災害復旧事業費も普通建設事業に含めています。

### 用語解説

- ・繰入金……………基金の取り崩しなど。
- ・地方債……………地方公共団体が資金調達のために行う長期借入れのこと。
- ・物件費……………各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費などの支出経費のこと。
- ・扶助費……………生活保護法・児童福祉法・老人福祉法等に基づく、各種扶助に係る支出経費のこと。
- ・補助費等……………各種団体に対する補助金などに係る支出経費のこと。
- ・公債費……………地方債に係る元金、利子の返済に充てる経費のこと。
- ・普通建設事業費等……………道路、学校などの公共施設の建設に充てる経費のこと。



## 1 前期財政計画（平成18年度～平成22年度）

## (1) 歳入 (単位: 百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地 方 税	14,411	15,516	15,684	14,771	14,694
地 方 譲 与 税	1,696	719	695	650	639
利 子 割 交 付 金	37	49	51	42	39
配 当 割 交 付 金	26	32	12	11	14
株 式 等 所 得 割 交 付 金	20	17	3	4	4
地 方 消 費 税 交 付 金	1,370	1,352	1,283	1,354	1,352
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	22	19	22	20	16
自 動 車 取 得 税 交 付 金	377	345	294	188	163
地 方 特 例 交 付 金	328	103	175	196	252
地 方 交 付 税	18,841	18,216	18,850	19,884	22,874
うち臨時財政対策債	1,765	1,602	1,500	2,328	3,656
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25	24	22	23	23
分 担 金 及 び 負 担 金	577	618	657	659	658
使 用 料 及 び 手 数 料	563	582	578	575	549
国 庫 支 出 金	3,932	4,902	4,448	8,350	6,152
県 支 出 金	1,930	2,435	2,483	2,731	3,131
財 産 収 入	85	98	116	91	185
寄 附 金	9	5	16	14	9
繰 入 金	1,559	546	252	498	206
繰 越 金	1,042	721	292	394	517
諸 収 入	1,138	1,221	1,387	1,243	1,318
地 方 債	6,850	4,267	6,782	4,187	5,114
合 計	54,838	51,787	54,102	55,885	57,909

※平成18年度から平成26年度までは、一般会計決算額を掲載

## (2) 歳出 (単位: 百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人 件 費	10,349	9,918	9,678	9,375	9,106
物 件 費	5,202	5,165	4,987	5,513	5,605
維 持 補 修 費	555	581	589	539	648
扶 助 費	5,675	6,295	6,623	7,039	8,943
補 助 費 等	8,901	7,733	8,755	10,004	11,260
公 債 費	7,996	7,219	10,126	8,760	7,392
積 立 金	2,365	805	1,291	1,134	1,059
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	1,423	1,202	1,046	1,065	1,115
繰 出 金	6,256	5,595	5,506	5,574	5,618
普 通 建 設 事 業 費 等	5,395	6,711	4,867	6,025	4,333
合 計	54,117	51,224	53,468	55,028	55,079

2 中期財政計画（平成23年度～平成27年度）

(1) 歳入

（単位：百万円）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地 方 税	14,744	15,207	15,664	15,926	15,380
地 方 譲 与 税	641	601	575	549	546
利 子 割 交 付 金	28	26	27	25	22
配 当 割 交 付 金	15	15	33	63	59
株 式 等 所 得 割 交 付 金	3	4	47	35	9
地 方 消 費 税 交 付 金	1,310	1,294	1,283	1,562	2,156
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15	16	15	15	10
自 動 車 取 得 税 交 付 金	148	233	222	103	100
地 方 特 例 交 付 金	205	50	51	54	50
地 方 交 付 税	27,664	24,728	22,086	19,070	19,958
うち臨時財政対策債	2,596	2,577	2,484	2,381	1,926
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22	22	20	18	21
分 担 金 及 び 負 担 金	704	771	803	839	875
使 用 料 及 び 手 数 料	511	512	517	468	500
国 庫 支 出 金	9,231	12,167	8,585	7,055	7,752
県 支 出 金	5,450	3,851	4,520	4,314	4,102
財 産 収 入	196	181	212	343	111
寄 附 金	34	22	38	54	1
繰 入 金	100	468	4,847	1,117	1,289
繰 越 金	730	2,692	2,307	6,341	200
諸 収 入	1,745	1,509	1,363	1,312	1,231
地 方 債	1,897	2,545	5,495	5,614	6,338
合 計	65,393	66,914	68,710	64,877	60,710

(2) 歳出

（単位：百万円）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 件 費	8,801	8,284	7,923	7,851	7,992
物 件 費	8,426	7,472	6,641	6,744	7,944
維 持 補 修 費	644	896	980	1,202	1,416
扶 助 費	9,597	9,683	9,715	10,661	9,839
補 助 費 等	8,297	8,234	8,497	9,613	10,811
公 債 費	7,515	7,504	7,391	7,152	7,003
積 立 金	3,265	5,273	1,829	518	6
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	1,932	1,771	4,357	1,053	783
繰 出 金	6,389	5,923	5,876	6,218	5,192
普 通 建 設 事 業 費 等	6,735	8,267	7,960	10,508	9,724
合 計	61,601	63,307	61,169	61,520	60,710

※平成27年度は当初予算額を計上

## 3 後期財政計画（平成28年度～平成32年度）

## (1) 歳入 (単位: 百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地 方 税	15,354	15,385	15,347	15,310	15,310
地 方 譲 与 税	546	546	546	546	547
利 子 割 交 付 金	22	22	22	22	22
配 当 割 交 付 金	59	59	59	59	59
株 式 等 所 得 割 交 付 金	9	9	9	9	9
地 方 消 費 税 交 付 金	2,156	2,250	2,300	2,300	2,300
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	10	10	10	10	10
自 動 車 取 得 税 交 付 金	100	0	0	0	0
地 方 特 例 交 付 金	51	51	51	51	51
地 方 交 付 税	19,957	18,731	18,911	18,688	18,699
うち臨時財政対策債	2,281	2,120	2,014	1,914	1,818
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21	21	21	21	21
分 担 金 及 び 負 担 金	877	875	877	875	877
使 用 料 及 び 手 数 料	500	500	500	500	753
国 庫 支 出 金	8,964	8,217	7,512	7,201	6,981
県 支 出 金	3,859	3,875	3,981	4,036	3,916
財 産 収 入	410	410	408	108	108
寄 附 金	1	1	1	1	1
繰 入 金	2,375	3,070	1,665	1,260	434
繰 越 金	200	200	200	200	200
諸 収 入	1,151	1,143	1,143	1,143	1,143
地 方 債	8,593	7,193	5,446	4,194	4,203
合 計	65,215	62,568	59,009	56,534	55,644

## (2) 歳出

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人 件 費	8,007	8,008	8,080	8,061	8,061
物 件 費	7,277	7,169	6,978	6,893	6,814
維 持 補 修 費	1,289	1,321	1,321	1,320	1,320
扶 助 費	10,319	10,444	10,445	10,446	10,446
補 助 費 等	11,382	10,703	10,789	10,793	10,831
公 債 費	8,584	9,987	8,902	7,840	8,379
積 立 金	4	3	2	2	2
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	775	775	775	775	775
繰 出 金	5,180	5,231	5,370	5,370	5,370
普 通 建 設 事 業 費 等	12,398	8,927	6,347	5,034	3,646
合 計	65,215	62,568	59,009	56,534	55,644